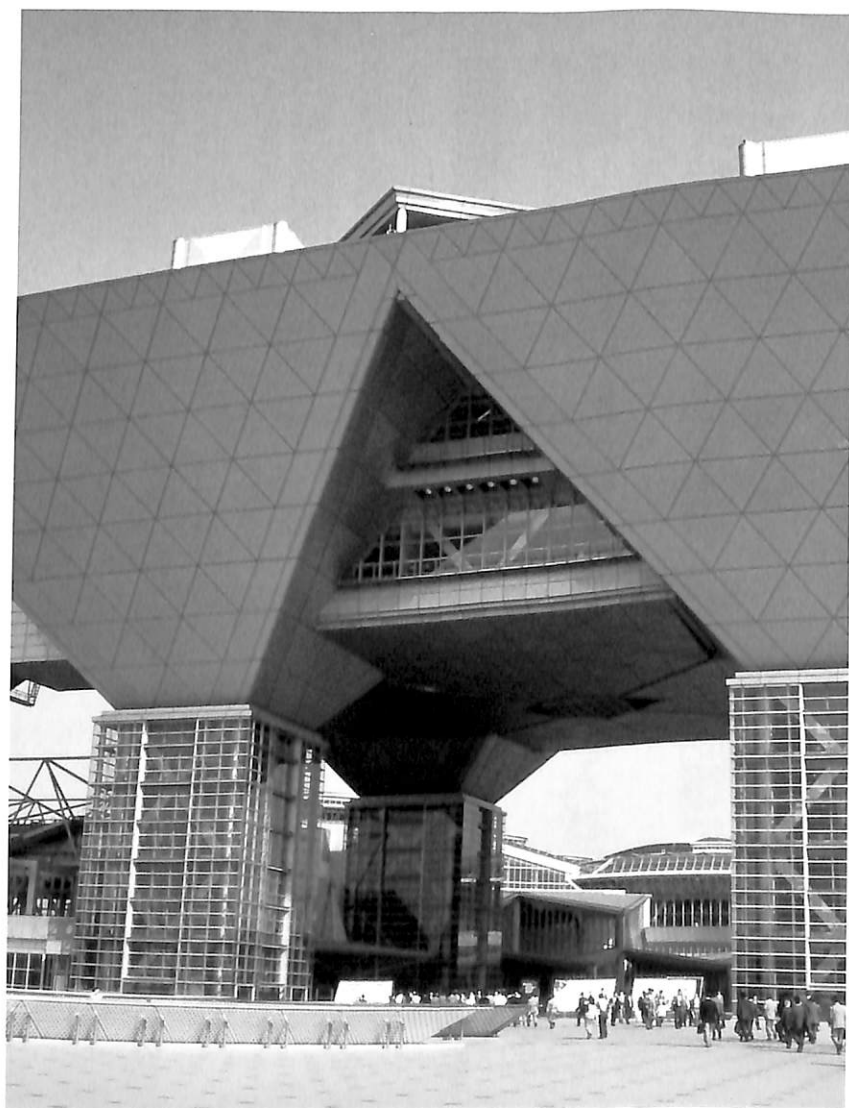


かいほう

No.63



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

巻頭言

会長挨拶

社団法人全国建設機械器具リース業協会会長 荒井敏彦

2

調査報告書

建設機械の盗難被害の報告について

4

賠償制度

全建リース総合賠償制度支部別加入状況

6

関係法令

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）について

7

下請契約における代金支払の適正化等について

15

お知らせ

平成十八年度社外機械使用実態調査結果について

18

支部だより

福井支部

25

報告

委員会活動報告

26

協会より

建設機械等レンタル（賃貸借）基本契約書

35

協会支部名簿

39

あとがき

40



●写真 東京ビッグサイト(東京国際展示場)



「協会活動への協力を」

社団法人 全国建設機械器具リース業協会
会長 荒井敏彦

会員の皆様におかれましては、平素より協会事業にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

平成19年第34回定期総会が、5月30日滞りなく終了いたしました。これもひとえに会員の皆様のご協力の賜と感謝申し上げます。

我国の経済は、長期間にわたる好景気が継続しておりますが、我々建設関連業種を取り巻く経営環境は依然として「見通しのきかない時代」であり、市場動向を予測することが難しいのが現状とされます。

さらに公共工事受注を巡っての談合の摘発などがあり、国民から公共事業への正しい理解が得られない状況でもありますが、建設関連業種が担っている社会資本整備への役割は不変でありますことから、信用回復に努めることが重要であると思われまます。また、技術に優れた企業・経営に優れた企業であることが重要と思ひます。

このような厳しい状況ではありますが、建設機械レンタル業においては建設関連業種の状況をふまえ、平成19年度は、流通委員会を中心に左記に重点を置きます。

- ① 各支部及び各ブロック主催により「建設機械器具レンタル業 管理者教育講習会」を開催し、レンタル業全般にわたる知識、管理能力等の習得。
- ② 法令順守のために、労働安全衛生法に基づくレンタル業者の講じるべき措置についてのパンフレットを作成。
- ③ 社員に対する「特別教育」の実施。
- ④ 環境対策等の一環として取組んでいる「適正な燃料の使用について」特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、排出ガスの抑制を図るための指針に従い軽油を使用する運動。

⑤ 貸出し機械の返却時の清掃についてのキャンペーン等の取組を推進。

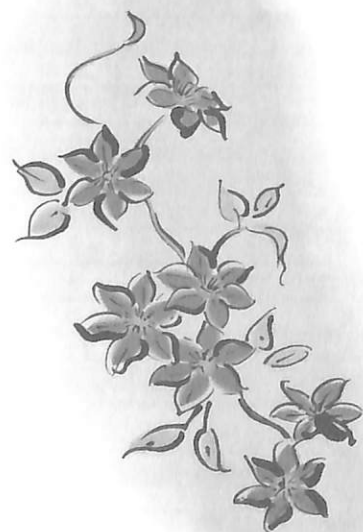
⑥ 更に会員が安心して業務に専念できるよう万が一にそなえての「全建リース総合賠償制度」について、安価で良い補償を目指した商品の開発を、(有)ゼンケンと共に努力してまいります。

また、近年の団体活動の低迷が危惧され、変革期にある状況と言われておりますが、会員各位の現場の実情とこれまでの体験によって学んだアイ

ディアで活動を活性化することが、レンタル業界の将来を実りあるものにするのではないでしようか。

これからの協会組織の運営につきましては、運営委員会を中心に全体的な統制を図ることといたしておりますので、各委員会の活動に益々のご支援ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、会員各位の今後ますますのご繁栄をご祈念申し上げます。



建設機械等の盗難・紛失報告書

情報提供日：平成 年 月 日

機 械 名：	製造会社：
型 式：	製造番号： エンジン番号
塗 装 色：	その他番号(リース会社管理番号)：
購入年度：	標準価格：

被害区分(○で囲む)	盗 難 ・ 紛 失 ・ その他()
被害発生 日 時	平成 年 月 日～ 月 日 時頃
被害発生 場 所	社名： 住所： ○で囲む 自社・ユーザー・その他 ○で囲む 構内・置き場・作業現場・その他
届出警察署・日時	月 日 届出
被害者名 ※所 有 者	社名： 住所：
※使 用 者	社名： 住所：
連 絡 先	社名： 支店・営業所： 担当者氏名： TEL： FAX：

※形状・特徴・スケッチ・写真、及び説明文等を添付してください。

事故発生時の連絡・報告先(発生当日中に)

※被害者 → 警察署(訪問届出)
 → 購入先ディーラー(FAX)
 → 所属支部事務所(FAX) → (社)全建リース協事務局
 TEL 03-3255-0511
 FAX 03-3255-0513

建設機械盗難調査報告書

調査期間 平成13年7月24日～平成19年5月31日
 届出件数 1,429件
 盗難建機数 2,022台
 被害総額 価格記入有り 1,029件、記入なし400件
 記入有り 1,029件(盗難建設機械 計1,376台)の
 被害総額 計519,310万円

1. 盗難発生場所別件数

発生場所	件数	発生場所	件数
①自社敷地内	224	③作業現場	900
②ユーザー敷地内	258	④その他	47
計			1,429

2. 盗難機種別台数

区 分	5月	H19年度 累 計 (4月～5月)	累 計 (H13/7～ H19/5月)
積込機械	1	1	6
掘削機械	1	4	520
クレーン		1	35
締固め機械		0	29
運搬機械		0	162
発電機	2	8	462
溶接機		1	66
投光機		0	20
空気圧縮機		1	27
その他	1	3	695
計	5	19	2,022

追記

1. 価格、エンジン番号は未記入が大変多い
2. 盗難発生時間に午前午後の明記がなく、特定できない
3. 型式、製造番号の数字アルファベットが不鮮明で正確に記録できない
4. 標準価格：新規購入価格

3. 支部別届け出件数

支部名	累計(H13/7～H19/5月)
北海道	61
青森	2
秋田	1
岩手	0
宮城	9
山形	0
福島	13
東京	310
神奈川	31
長野	2
群馬	8
新潟	0
栃木	10
静岡	0
中部	451
富山	2
石川	5
福井	0
大阪	13
兵庫	260
和歌山	54
滋賀	2
京都	1
中国	8
四国	0
九州	181
沖縄	5
計	1,429

特定特殊自動車排出ガスの 規制等に関する法律(オフロード法)について

平成17年5月25日法律第51号で公布された特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律は、平成18年4月1日から施行されることとなり、その法律における主な事項についてとりまとめたもの（別紙1）と、法律に定められた排出ガスの抑制を図るために必要があると認められる事項について指針を定め公表するものとされている指針（別紙2）について、以下のとおり定められたので掲載いたします。

全建リース総合賠償制度支部別加入状況

(2007年5月計上分まで)

(単位：円)

支部名	会員数 (本社)	基本プラン		オペレーションミス特約 ＋ユーザー担保特約		合 計	加入率
		加入数	掛け金	加入数	掛け金		
北海道	68	26	4,729,000	25	11,568,000	16,297,000	38.2%
青 森	16	5	1,418,000	5	3,115,000	4,533,000	31.3%
秋 田	12	7	980,500	7	1,429,500	2,410,000	58.3%
岩 手	8	5	679,500	4	1,147,500	1,827,000	62.5%
宮 城	21	7	1,035,500	6	2,394,000	3,429,500	33.3%
山 形	8	6	874,000	6	1,301,500	2,175,500	75.0%
福 島	27	4	674,000	2	1,108,000	1,782,000	14.8%
新 潟	14	5	893,000	4	901,000	1,794,000	35.7%
群 馬	9	1	161,500	1	342,000	503,500	11.1%
栃 木	14	3	445,500	3	965,000	1,410,500	21.4%
東 京	173	39	6,850,080	26	14,256,000	21,106,080	22.5%
神奈川	46	18	2,592,000	15	8,724,000	11,316,000	39.1%
長 野	16	2	294,500	2	589,000	883,500	12.5%
静 岡	22	3	455,000	2	284,000	739,000	13.6%
中 部	56	26	5,246,000	18	12,102,000	17,348,000	46.4%
富 山	21	5	1,141,000	2	917,500	2,058,500	23.8%
石 川	23	9	1,476,500	1	480,000	1,956,500	39.1%
福 井	9	3	456,000	0	0	456,000	33.3%
滋 賀	17	5	807,500	5	1,377,500	2,185,000	29.4%
京 都	9	3	427,500	2	1,130,500	1,558,000	33.3%
大 阪	78	3	678,830	2	5,685,000	6,363,830	3.8%
和歌山	19	1	85,500	0	0	85,500	5.3%
兵 庫	19	7	960,500	6	1,536,500	2,497,000	36.8%
中 国	63	13	2,515,500	9	6,343,000	8,858,500	20.6%
四 国	14	2	489,000	2	866,000	1,355,000	14.3%
九 州	94	20	2,674,500	18	7,957,000	10,631,500	21.3%
沖 縄	15	12	2,010,000	10	5,723,000	7,733,000	80.0%
合 計	891	240	41,050,410	183	92,242,500	133,292,910	26.9%

別紙2

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針

第1 趣旨

我が国における大気環境の状況は、大都市地域を中心として依然として厳しい状況にある。特に、自動車全体の排出量に占める公道を走行しない特殊自動車からの排出割合は、他の発生源に対する規制強化ともあいまって、窒素酸化物で約25%、粒子状物質で約12%を占めるなど、看過できない水準に達している。

このような状況を改善するためには、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定特殊自動車を業として使用する者が排出ガスの排出の抑制への意識を高めるとともに、特定特殊自動車の特性を理解し正しく使用することが必要である。

この指針は、法第28条第1項の規定に基づき、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業を営む者で特定特殊自動車を使用する者（以下「使用する者」という。）が特定特殊自動車（法の施行の前に製作等されたものを含む。）の排出ガスの排出の抑制を図るために取り組むべき措置に関して定めるものである。

第2 特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための措置

使用する者は、法第2条第3項に規定する特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るため、次に掲げる措置を実施するものとする。

1 排出量を増加させないための燃料の使用

軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択すること。

2 排出量を増加させないための点検整備の実施

使用する者は、特定特殊自動車の点検及び必要な整備を実施することにより、当該特定特殊自動車の排出ガスの性状が悪化しないように努めること。具体的には、次に掲げる点検整備を実施するものとする。

一 定期検査

① 検査時期

1年以内ごとに1回、定期的に、別表に掲げる事項について検査を行うこと。ただし、1年を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。なお、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第1項の規定に基づいて実施される定期自主検査において実施されている事項については、改めて検査を実施する必要はない。また、特定特殊自動車を相当の対価を得て他の事業者へ貸与（リース形式の場合（特定特殊自動車の貸与で、当該貸与の対象となる特定特殊自動車等についてその購入の際の機種を選定、貸与後の保守等当該特定特殊自動車の所有者が行うべき業務を当該特定特殊自動車等の貸与を受ける事業者が行う場合をいう。）を除く。）する者（以下「レンタル業者」という。）から、特定特殊自動車の貸与を受けて使用する場合は、当該特定特殊自動車について定期検査を行う必要はない。

② 検査の実施者

定期検査は、次のいずれかに該当する者が実施すること。なお、使用する者自身が定期検査のうちの一部分を実施する場合には、知識及び技量に見合った範囲に限って実施すること。

ア) 労働安全衛生法第45条第2項で定める資格を有する労働者

イ) 労働安全衛生法第45条第2項に規定する検査業者

別紙1

オフロード法における使用者に関する主な事項について

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

（使用の制限）

第十七条 特定特殊自動車は、基準適合表示又は少数特例表示が付されたものでなければ、使用してはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、その使用の開始前に、主務大臣の検査を受け、その特定特殊自動車特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合することの確認を受けたときは、この限りでない。

2 試験研究の目的で使用する場合、使用の開始後に第十五条の規定により基準適合表示が失効した場合その他の主務省令で定める場合については、前項本文の規定は適用しない。

（技術基準適合命令）

第十八条 主務大臣は、特定特殊自動車技術基準（特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準（第十二条第三項の規定による承認を受けた少数生産車にあっては、同項の基準）をいう。以下同じ。）に適合しない状態になったと認めるときは、当該特定特殊自動車の使用者に対し、期間を定めて技術基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。

（指針）

第二十八条 主務大臣は、特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、特定特殊自動車を業として使用する者が使用する特定特殊自動車の燃料の種類その他の事項について必要な指針を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、特定特殊自動車を業として使用する者に対し、前項の指針に即して特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図ることについて指導及び助言を行うことができる。

（報告徴収及び立入検査）

第二十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第六条第一項の規定による特定原動機の型式の指定を受けた者（次項において「指定事業者」という。）、届出事業者、第十二条第三項の規定による少数生産車の承認を受けた者（次項において「承認事業者」という。）又は特定特殊自動車の使用者に対し、その業務の状況、特定特殊自動車の使用の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定事業者、届出事業者、承認事業者若しくは特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に立ち入り、特定特殊自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第六章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第十七条第一項の規定に違反して特定特殊自動車を使用した者

五 第十八条の規定による命令に違反した者

六 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第二十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する特定特殊自動車に関し、第三十四条、第三十七条又は第三十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(別表)

検査項目	検査方法		年次点検	日常点検
本体	始動性	エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	○	○
		予熱栓がある場合は、作動の適否を調べる。	○	
	回転の状態	アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。	○	○
		エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	○	○
	排気の状態	エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	○	
		・エグゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 ・エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。	○	
	特定原動機（一酸化炭素等発散防止装置）	・触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 ・触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。（遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略できる。） ・排気温度警告装置の配線の取付けに異常がないかを目視などにより点検する。 ・排出ガス減少装置のホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。	○	
	エアクリーナー	ケースのき裂、変形及びふた部、接続管等の緩みの有無を調べる。	○	
		エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	○	
		油量及び油の汚れの有無を調べる。[オイルバス式]	○	
	締付け	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付け部のボルト及びナットの緩みの有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ又は水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	○	
	弁すき間	弁すき間を調べる。 ただし、弁すき間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。	○	
	圧縮圧力	圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	○	
	過給機	アイドリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。	○	
		本体及び吸排気管接続部等からのガス漏れの有無を調べる。	○	
	エンジンマウント	ブラケットのき裂及び変形の有無を調べる。	○	
		取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	○	
		防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	○	

ウ) 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による1級、2級又は3級の自動車整備士技能検定に合格した者

エ) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工に係る技術検定に合格した者

③ 検査結果の記録・保存

定期検査を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存すること。なお、労働安全衛生法第45条第1項の規定に基づいて実施される定期自主検査において実施されている事項については、その検査記録に代えることができる。

ア) 検査年月日

イ) 検査方法

ウ) 検査箇所

エ) 検査結果

オ) 検査を実施した者の氏名

カ) 検査結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

二 日常点検

使用する者は、レンタル業者から当該特定特殊自動車の貸与を受けて使用する場合を含め、使用時の状態から判断した適切な時期に、別表に掲げる事項について点検を行うこと。

三 定期検査に関する教育・講習の励行

事業活動に伴う特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るため、定期検査を実施する者に対し、定期検査に関する教育・講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めること。

3 その他排出量の抑制のために講ずべき措置

次に掲げる措置の中から、個々の事業活動の規模、地域等に応じ、適切に措置を選択して実施するよう努めること。

一 排出量をより少なくする運転・使用

特定特殊自動車の使用に際しては、運転方法により燃料消費量、ひいては排出ガスの排出量も大きく異なることから、次に掲げる事項につきマニュアルの作成、従業員の教育等を通じ、実施の徹底を図る。

① 急発進・急加速・急操作の排除に努める。

② 不要な空ぶかしを行わない。

③ 停止の際はアイドリング・ストップを励行する。

④ 作業効率の良い作業手順で作業する。

⑤ 負荷のかけすぎとなるような作業は行わない。

二 排出量がより少ない特定特殊自動車の選択等

特定特殊自動車の選択・導入に際しては、次に掲げる措置により排出ガスの排出量の抑制に努めること。

① 排出ガスの排出量がより少ない特定特殊自動車を選択する。

② 燃料消費率の良い特定特殊自動車を選択する。

③ 省エネルギー機構（アイドリング制御機能、省エネモード機能）付きの特定特殊自動車を選択する。

④ 作業規模・現場条件に適した作業効率の良い出力の機種を選択する。

⑤ 電動式又はバッテリー式の特種自動車が選択肢としてありうる場合は、積極的に導入する。

⑥ 特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準と同程度の排出ガス性能を有しない法の施行の前に製作等された自動車については、DPF（ディーゼル微粒子除去装置）等の排出ガス浄化装置の装着等により排出ガスの排出低減を図る。



レンタル機械ご使用の皆様へ

軽油以外 使用禁止!

オフロード法（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律）
及び国土交通省排出ガス対策型建設機械指定制度に対応した
機械の使用に当たっては、軽油を使用して下さい。

軽油以外を使用した場合、

使用者に対して罰則が科せられる場合があります。
機械の修理およびその他の処理に要した費用は、
全額お客様の負担となる場合があります。

CEMA 社団法人 日本建設機械工業会

JOCMA 社団法人 日本建設機械化協会

全国建設機械器具リース業協会

潤滑装置	オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。		○	○
	ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。		○	
	エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。		○	
燃料装置	燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。		○	
	燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。		○	
	燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、カートリッジ式の場合は、この検査を省略してもよい。		○	
	噴射ノズルの噴射圧力及び噴霧状態の異常の有無を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。		○	
冷却装置	冷却水の量及び汚れの有無を調べる。		○	○
	ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。		○	
	ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。		○	
	ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。		○	
	ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。		○	
	ファンベルトのたわみを調べる。		○	
	ベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。		○	
	冷却ファン、カバー、ダクト等のき裂、損傷及び変形の有無を調べる。		○	
	冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩みの有無を調べる。		○	
電気装置	充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の適否を調べる。	○	
	バッテリー	電解液の量を調べる。	○	
		端子部の緩み及び腐食の有無を調べる。	○	
	配線	接続部の緩みの有無を調べる。 損傷の有無を調べる。	○	

国総入企 第42号
平成18年12月4日

建設業者団体の長 あて

国土交通省総合政策局長

下請契約における代金支払の適正化等について

標記については、従来から元請業者に対する指導方お願いしているところであるが、建設投資が低迷し、厳しい経営環境が続く中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、平成3年2月5日に策定した「建設産業における生産システム合理化指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行ってきたところであり、平成16年6月9日に策定した「建設産業構造改善推進プログラム2004」においても、元請下請取引の適正化に向け、建設業者団体が自主的な取り組みを強化するとともに、行政においても指導を徹底することとしている。

しかしながら、下請代金支払状況等実態調査（以下「下請調査」という。）等によれば、徐々に改善しているものの、書面による下請契約が行われていない例や前払金や労務費相当分などの必要な資金についても下請業者に対して適正に支払われていない例のほか、元請業者によるいわゆる「指値」による発注が多く見られるなど、依然としてその改善が遅れている状況が見受けられる。特に、下請契約の内容を変更する場合、当該変更部分の建設工事の開始に先立って書面による契約が行われていない例が多く見られる。

最近の厳しい建設産業の経営環境の中で、とりわけ元請下請取引の適正化が従来にも増して強く求められており、また、それが上位下請と下位下請の取引にも大きな影響を与えている。このことを踏まえ、関係法令や指針等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び代金支払の適正化等元請下請取引の適正化に一層努められるよう、貴会傘下建設業者に対し、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導をさらに徹底されたい。

国土交通省においても、下請調査の結果等に基づき、直接立入調査を行い、見積りや契約の方法、前払金の取扱い、支払期日、現金払の比率、手形期間など、元請下請関係の適正化のための改善指導を行うこととしている。

また、本年に入ってから、国・地方公共団体発注の公共工事における極端な低価格による受注が著しく増加している。いわゆるダンピング受注は、建設生産物の品質に支障を及ぼす恐れがあるとともに、安全対策の不徹底、下請業者や建設労働者へのしわ寄せ等を招き、建設産業の健全な発展を阻害する恐れがある。このため、国土交通省ではダンピング防止対策として、発注者としての対策に加えて、建設業法に基づく立入調査を強化し、契約の締結状況や下請代金の支払状況等について、より詳細な実態把握を行っているところであるので、併せて周知されたい。

記

1. 見積り及び契約について

下請代金調査によると、徐々に改善しているものの、依然として下請契約において書面による契約がなされていない例が多く見られることから、建設工事の開始に先立って、建設業法第19条に基づき、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、適正な工期及び工程の設定を含む契約を締結すること。特に、建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事の場合は、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地について書面に記載するよう留意すること。



排出ガス規制・指定制度対応機械 使用上のご注意



！ 灯油やA重油など軽油以外の燃料を使用すると様々な弊害が発生します。
燃料には必ず軽油をご使用ください。

【軽油】をご使用いただく理由

オフロード法に関する国土交通省告示[※]に、軽油の使用についての記載があります。

※オフロード法に関する国土交通省告示第1152号より
軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択すること。

軽油以外の使用は行政指導の対象となる場合があります。

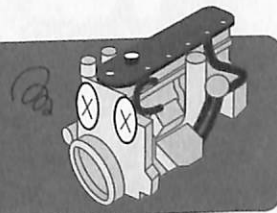
また、管轄官庁の立入り調査に基づく排出ガス改善命令に違反した場合、使用者に対して罰則（30万円以下の罰金）が科せられる場合があります。



さらに、エンジン故障の原因になります。

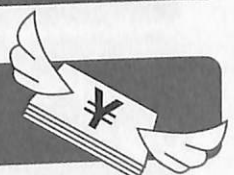
軽油以外の燃料を使うと、エンジン能力を十分発揮できないだけでなく、

- ・潤滑不良による部品摩耗
 - ・硫黄分による腐食摩耗
 - ・残留炭素による摺動部分の固着
 - ・始動性の不良
 - ・排出ガス性状の悪化
 - ・エンジン出力の低下
- など、様々な不具合が発生します。



軽油以外の燃料を使用し続けた場合

不具合が生じた際のメンテナンス、オーバーホール、修理、部品交換に係る費用および休車となった場合の入替費用等も全額お客様のご負担になる場合があります。



軽油の使用は、環境・資源の保護につながります。



排出ガス基準に適合した建設機械は、燃料に軽油を使用することで人体や環境に有害なスス(PM)や窒素酸化物(NOx)の排出を低減させる構造になっています。環境負荷を軽減し、私たちの健康と地球環境を守るため、軽油の使用をお願いします。

ディーゼルエンジン搭載の建設機械の燃料には、

必ず軽油を
ご使用ください。



社団法人 日本建設機械工業会
〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館2階
TEL (03) 5405-2288 FAX (03) 5405-2280

社団法人 日本建設機械化協会
〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館2階
TEL (03) 3433-1501 FAX (03) 3432-0289

社団法人 全国建設機械器具リース業協会
〒101-0036 東京都千代田区神田北薬物町11番地イザビル4階
TEL (03) 3255-0511 FAX (03) 3255-0513

(2006.11)

4. 支払期日について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成検査終了後、下請業者からの工事目的物の引渡しの申出の日から50日を経過する日以前で、かつできるだけ短い期間内において支払期日を定めることとしているが、50日というのはあくまで上限の日数であるので、できる限り短くするよう留意すること。

5. 支払方法について

下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

6. 手形期間について

手形期間は、120日以内でできる限り短い期間とするよう従来より通知しているが、120日を超える期間を設定している例も依然として見受けられるので、さらに徹底すること。

また、特定建設業者については、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。

7. 下請業者への配慮等について

下請業者をめぐる最近の厳しい経営環境や、工事の安全性及び品質の確保の必要性に鑑み、元請業者は、下請契約の締結に当たり、必要な諸経費を適正に考慮するとともに、下請業者の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

また、元請業者は、下請業者の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

特に、公共工事や一定の民間工事については、「下請セーフティーネット債務保証事業」による資金調達も可能となっており、その活用による下請業者への支払の適正化に配慮すること。

特定建設業者は、建設業法第24条の6、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

8. 適正な施工体制の確保について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しに二次以下の下請契約の請負代金の額を明示した請負契約書を添付して発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられているので、遵守するよう徹底を図ること。また、平成16年12月28日に改定された「施工体制台帳等活用マニュアル」においても現場の施工体制の確認の徹底が求められていることも踏まえ、これまで以上に下請契約の適正化に努めること。

9. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても上記1から8までの事項に準じた配慮をすること。

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、そのため、見積依頼書の提示及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。特に、下請代金に見積りに当たっては、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮すること。なお、昨今の原油価格の高騰に伴い、材料価格・燃料価格の上昇が懸念される状況にあることから、市場価格を参考にしつつ適切な見積りとなるよう留意すること。

今回、併せて、公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱う際の留意事項について通達したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

なお、見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の内容の普及促進について申合せがなされているので、当該申合せの周知徹底を図ること。

また、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する必要があるときは、双方の協議等の適正な手順により書面による契約をもってこれを変更すること。

特に、適切な契約手続きに基づかず、元請下請双方の協議がないまま、建設工事現場で発生する諸費用を下請負代金額から差し引く事例が多く見られることから、これらの諸費用を一方的に下請業者から徴収することのないように徹底すること。

2. 前払金について

元請業者が前払金の支払を受けたにもかかわらず、当該前払金を他の建設工事の支払に流用しているなど、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他当該前払金に係る下請工事の着手に必要な費用を前払金として支払わない例があるとの指摘がなされているが、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請業者に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。

特に、公共工事においては、発注者からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前金払制度の趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分に配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請業者（保証事業会社と保証契約を締結した元請業者と下請契約を締結した下請業者に限る。以下この段落において同じ。）の請求により下請業者の口座へ振込が可能なので、この旨を下請業者に対して周知するとともに、保証事業会社と保証契約を締結した元請業者においては、この方式により下請業者に対して前金払を行うよう努めること。

なお、下請業者に対する前払金の適正な支払を確保するため、保証事業会社による監査が行われることになっており、保証契約時に使途内訳明細書に支払先名、支払方法等を明記させ、前払金支払時においては、できる限り下請業者の口座に直接振込を行うことを基本とするが、それによらず立替払とする場合は請求書等により支払先等の確認を徹底することとしている。また、前払金の払出しに係る不適正な取扱いがあった場合は、払い出した前払金を預託口座に払い戻させるなど厳正な措置を講じているところであり、これらの内容についても、周知徹底を図ること。

3. 検査及び引渡しについて

元請業者は、下請業者から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者からの申し出があったときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

社外機械使用実態調査・構成比率一覧表

平成18年11月調査

資料第1 (単位: %)

No.	対象機械品目	仕 様	建設業者(調査会社と協力業者)の リース依存度 B+D/E	調査会社の リース依存度 B/A+B	協力業者の リース依存度 D/C+D
1	ブルドーザ	普通 全機種	50.3	99.2	36.3
2	ブルドーザ	リッパ付 45t未満	22.7	—	22.7
3	ブルドーザ	リッパ付 45t以上	19.6	100.0	16.9
4	ブルドーザ	湿地 全機種	33.2	83.3	30.6
5	被けん引式スクレーパ	全機種	4.8	—	4.8
6	M.スクレーパ	全機種	41.7	100.0	32.3
7	油圧ショベル	山積 1 m ³ 未満	55.1	92.4	49.5
8	油圧ショベル	山積 1 m ³ 以上	29.3	87.0	27.8
9	トラクタショベル	山積 2 m ³ 未満	67.8	85.5	51.7
10	トラクタショベル	山積 2 m ³ 以上	67.6	100.0	25.0
11	ホイローダ	山積 4 m ³ 未満	57.7	77.8	45.9
12	ホイローダ	山積 4 m ³ 以上	33.3	100.0	30.4
13-1	ズリ積機	0.17m ³ 以上(Na13-2を除く)	57.7	76.2	45.2
13-2	ズリ積機	クローラ式 バックホウ型	63.5	82.6	58.0
14-1	ダンプトラック	11t積未満	36.6	88.1	33.6
14-2	重ダンプトラック	32t積未満	43.3	56.2	36.4
15	重ダンプトラック	32t積以上	4.3	—	4.3
16	機関車	バッテリー式全機種	51.4	48.4	71.9
18	ズリ鋼車	側開転倒式1~6m ³	87.0	91.5	66.7
19	クローラクレーン	全機種	56.7	86.6	39.8
20	トラッククレーン	ラフテレンクレーンを含む全機種	57.6	98.1	35.7
21-1	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング120tXm未満	39.8	37.7	58.8
21-2	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング120tXm以上	43.9	50.2	8.7
22	タワークレーン	起伏式 ワイヤクライミング	70.0	77.3	—
23	タワークレーン	水平型 油圧クライミング全機種	30.8	44.4	0.0
24	ジブクレーン	全機種	38.6	36.6	66.7
25-1	工事用エレベータ	普通型 全機種	50.8	54.1	25.0
25-2	工事用エレベータ	高速型 全機種	53.6	62.2	0.0
26	工事用エレベータ	ロングスパン 全機種	51.8	52.8	40.0
27-1	門型クレーン	3t未満	69.4	79.8	26.8
27-2	門型クレーン	3t以上	76.6	78.8	69.0
28	フォークリフト	全機種	64.7	82.3	30.5
29-1	泥水処理装置	全機種	69.6	89.9	39.1
29-2	濁水処理装置	全機種	76.2	79.0	56.5
30	トンネル用ドリルジャンボ	全機種	49.5	51.4	45.3
31	クローラドリル	全機種	38.9	100.0	35.3
32	軟岩トンネル掘進機	全機種	70.0	67.7	77.8
33	モータグレーダ	全機種	38.5	42.0	33.8
34	転圧ローラ	自走式 全機種	64.2	72.2	54.3
35	コンクリートプラント	全自動・強制練型 0.75m ³ 以上	53.7	63.5	34.4
36	コンクリートプラント	全自動・傾胴型 0.75m ³ ×2以上	20.0	0.0	50.0
37	コンクリートポンプ	定置式 10m ³ /hr以上	62.0	75.4	55.1

平成18年度社外機械使用実態調査結果について

1. 調査概要、回収状況等

(1) 本調査も昭和52年の第1回調査以来、29回目(昭和53年度休み)となった。

本調査は時宜に適したデータとするために、調査対象機種、仕様および集計方法等を見直しなが
行っており、平成15年度調査からは社外機械使用率が高いファン、ディーゼル発電機、高所作業車(室
内用、作業床高10m未満、10m以上)の5機種は調査の必要がないと考え、対象から除外した。

本調査はここ数年来会員会社のみならず関係業界、行政機関等各方面からの注目を集めるなど、そ
の重要性は非常に大きなものとなっている。

なお、現在の調査対象機種は57機種である。

(2) 調査対象会社は、社団法人日本土木工業協会、社団法人日本電力建設業協会の積算研究委員会お
よび機械専門委員会の委員会社29社である。

回答は28社からいただいた。

なお、調査台数は30,758台であった。

2. 調査結果について

リース依存度にはあまり変化が見られず、①建設業者のリース依存度が49.8%(昨年度に比べ0.4ポイ
ントの減)、②調査会社のリース依存度が69.8%(昨年度に比べ1.4ポイントの増)、③協力業者のリー
ス依存度が40.2%(昨年度に比べ0.6ポイントの減)となっている。

前年度に比べ、依存度が高くなったものは31機種で、特に稼働数の少ない、M.スクレーパ、ズリ積
機(クローラ式 バックホウ型)、タワークレーン(起伏式 ワイヤクライミング)、地下連続壁掘削機、
ホイローダ山積 4 m³以上、ケーブルクレーン(吊荷重 3t以上)などについては、工事の進捗に
より、一時的な依存度の大きな増加が見られた。

なお、本調査の数値はあくまでも調査対象会社の調査日(11月30日)における稼働実態によるもの
であり、この結果がわが国のリース・レンタル機械依存度を表すものでないことをご理解いただきたい。

以上

添付資料

資料第1 社外機械使用実態調査・構成比率一覧表

資料第2 社外機械使用実態調査順位推移表(建設業者のリース依存度)

資料第3 社外機械使用実態調査順位推移表(調査会社のリース依存度)

資料第4 社外機械使用実態調査順位推移表(協力会社のリース依存度)

資料第2 (単位: %)

No.	対象機械名	仕 様	18年度		17年度		16年度		15年度	
			順位	%	順位	%	順位	%	順位	%
7	油圧ショベル	山積 1m ³ 未満	19	55.1	14	55.6	21	52.1	20	51.6
40	空気圧縮機	ポータブル式・全機種(除ベビコン)	20	54.8	8	64.0	10	61.8	8	68.2
35	コンクリートプラント	全自動・強制練型 0.75m ³ 以上	21	53.7	17	53.0	15	59.6	10	65.6
25-2	工事用エレベータ	高速型 全機種	22	53.6	33	43.0	18	54.0	34	41.2
26	工事用エレベータ	ロングスパン 全機種	23	51.8	25	47.3	31	46.8	19	52.0
16	機関車	バッテリー式 全機種	24	51.4	11	60.8	12	60.8	14	59.6
25-1	工事用エレベータ	普通型 全機種	25	50.8	20	51.3	28	47.2	32	44.6
1	ブルドーザ	普通 全機種	26	50.3	27	47.1	35	41.9	31	44.9
44	コンクリート吹付機	全機種	27	49.8	25	47.3	27	47.4	28	46.0
30	トンネル用ドリルジャンボ	全機種	28	49.5	28	46.8	30	47.0	21	50.9
42	キュービクル式高圧受変電設備	全機種	29	49.2	28	46.8	32	46.1	29	45.7
57	地下連続壁掘削機	全機種	29	46.2	46	26.2	48	28.6	57	8.9
45	ケーブルクレーン	吊荷重 3t以上	31	45.5	47	26.1	41	36.2	29	45.7
21-2	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング 120tXm以上	32	43.9	40	35.1	38	40.6	53	14.5
14-2	重ダンプトラック	32t積未満	33	43.3	30	45.5	26	47.6	35	40.1
6	M. スクレーバ	全機種	34	41.7	51	17.0	29	47.1	36	40.0
21-1	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング 120tXm未満	35	39.8	35	40.8	46	31.0	37	39.2
31	クローラドリル	全機種	36	38.9	48	25.6	39	40.0	49	17.3
24	ジブクレーン	全機種	37	38.6	36	40.6	37	40.7	38	38.2
33	モータグレーダ	全機種	38	38.5	21	50.7	42	35.9	26	47.2
46	ジョークラッシャ	供給口 600×900mm以上	39	38.1	42	30.8	34	42.0	46	27.8
14-1	ダンプトラック	11t積未満	40	36.6	36	40.6	43	34.4	39	37.6
38	A. フィニッシャ	全機種	41	36.4	22	49.8	40	36.7	17	52.9
12	ホイルローダ	山積 4m ³ 以上	42	33.3	53	13.6	50	25.0	4	75.9
4	ブルドーザ	湿地 全機種	43	33.2	39	37.4	33	43.1	40	37.5
23	タワークレーン	水平型 油圧クライミング 全機種	44	30.8	18	52.6	4	72.2	16	55.9
48	ロッドミル	φ900×2,400mm以上	45	30.0	41	33.3	49	26.9	47	22.2
8	油圧ショベル	山積 1m ³ 以上	46	29.3	38	38.8	44	32.3	42	31.1
53	バイブロハンマ	全機種	47	28.4	45	27.1	51	24.8	43	30.3
55	クローラ式アースオーガ	全機種	48	24.7	56	6.1	56	11.0	54	13.7
2	ブルドーザ	リッパ付 45t未満	49	22.7	49	22.6	55	13.6	51	16.0
36	コンクリートプラント	全自動・傾胴型 0.75m ³ ×2以上	50	20.0	43	28.6	45	31.6	51	16.0
3	ブルドーザ	リッパ付 45t以上	51	19.6	50	20.5	54	14.1	55	13.4
47	コーンクラッシャ	油圧式 マントル径600mm以上	52	18.8	44	28.0	47	30.0	45	29.2
56	オールケーシング掘削機	全機種	53	13.5	54	10.6	53	16.0	56	10.0
54	油圧ハンマ	全機種	54	6.1	30	45.5	52	17.9	48	21.7
5	被けん引式スクレーバ	全機種	55	4.8	52	15.4	20	52.4	41	32.6
15	重ダンプトラック	32t積以上	56	4.3	55	9.4	57	9.1	50	17.0
52	ディーゼルハンマ	全機種	57	0.0	57	0.0	6	66.7	1	100.0
41	ファン	40m ³ /min以上	—	—	—	—	—	—	—	—
43	ディーゼル発電機	全機種	—	—	—	—	—	—	—	—
49	高所作業車	室内用 バッテリー自走式	—	—	—	—	—	—	—	—
50	高所作業車	作業床高10m未満(No49を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—
51	高所作業車	作業床高10m以上	—	—	—	—	—	—	—	—
平 均			49.8		50.2		47.1		48.1	

資料第1 (単位: %)

No.	対象機械品目	仕 様	建設業者(調査会社と協力業者)のリース依存度 B+D/E	調査会社のリース依存度 B/A+B	協力業者のリース依存度 D/C+D
38	A. フィニッシャ	全機種	36.4	33.5	46.2
39	空気圧縮機	定置式 全機種	64.5	52.3	75.2
40	空気圧縮機	ポータブル式・全機種(除ベビコン)	54.8	77.1	42.6
42	キュービクル式高圧受変電設備	全機種	49.2	50.1	40.1
44	コンクリート吹付機	全機種	49.8	58.7	37.0
45	ケーブルクレーン	吊荷重 3t以上	45.5	25.0	—
46	ジョークラッシャ	供給口 600×900mm以上	38.1	46.2	25.0
47	コーンクラッシャ	油圧式 マントル径600mm以上	18.8	100.0	7.1
48	ロッドミル	φ900×2,400mm以上	30.0	100.0	12.5
52	ディーゼルハンマ	全機種	0.0	—	0.0
53	バイブロハンマ	全機種	28.4	5.3	32.2
54	油圧ハンマ	全機種	6.1	—	6.1
55	クローラ式アースオーガ	全機種	24.7	—	24.7
56	オールケーシング掘削機	全機種	13.5	—	13.5
57	地下連続壁掘削機	全機種	46.2	0.0	50.0
平 均			49.8	69.8	40.2

(注) アルファベットは、A＝自社保有機械、B＝自社のリース・レンタル機械、C＝協力会社の自社持ち機械、D＝協力会社のリース・レンタル機械、E＝A+B+C+Dを示す。なお、E(総合計台数)は、33,227台であった。

社外機械使用実態調査・順位推移表

① 建設業者のリース依存度 (B+D / E)

資料第2 (単位: %)

No.	対象機械名	仕 様	18年度		17年度		16年度		15年度	
			順位	%	順位	%	順位	%	順位	%
18	ズリ鋼車	側開転倒式 1~6m ³	1	87.0	1	85.7	2	73.7	3	78.4
27-2	門型クレーン	3t以上	2	76.6	2	78.6	3	73.0	6	73.2
29-2	濁水処理装置	全機種	3	76.2	3	75.2	5	70.5	5	75.3
22	タワークレーン	起伏式 ワイヤクライミング	4	70.0	24	48.6	25	47.8	24	49.3
32	軟岩トンネル掘進機	全機種	4	70.0	14	55.6	14	60.0	18	52.8
29-1	泥水処理装置	全機種	6	69.6	4	74.7	9	62.3	2	79.0
27-1	門型クレーン	3t未満	7	69.4	9	63.9	11	61.5	11	64.7
9	トラクタショベル	山積 2m ³ 未満	8	67.8	12	59.4	16	54.4	24	49.3
10	トラクタショベル	山積 2m ³ 以上	9	67.6	19	52.0	22	51.4	44	29.7
28	フォークリフト	全機種	10	64.7	5	73.4	1	76.0	7	70.2
39	空気圧縮機	定置式 全機種	11	64.5	7	64.8	7	65.9	9	66.1
34	転圧ローラ	自走式 全機種	12	64.2	10	61.1	16	58.4	12	60.7
13-2	ズリ積機	クローラ式 バックホウ型	13	63.5	34	41.7	24	48.9	13	59.9
37	コンクリートポンプ	定置式 10m ³ /hr以上	14	62.0	14	55.6	36	41.6	33	42.3
13-1	ズリ積機	0.17m ³ 以上(No13-2を除く)	15	57.7	32	44.1	13	60.3	23	50.0
11	ホイルローダ	山積 4m ³ 未満	15	57.7	6	69.5	8	63.7	15	56.4
20	トラッククレーン	ラフテレンクレーンを含む全機種	17	57.6	13	57.3	19	52.8	22	50.8
19	クローラクレーン	全機種	18	56.7	23	48.8	23	49.6	27	46.3

資料第3 (単位: %)

No.	対象機械名	仕 様	18年度		17年度		16年度		15年度	
			順位	%	順位	%	順位	%	順位	%
38	A. フィニッシャ	全機種	46	33.5	39	52.7	53	30.7	37	53.2
45	ケーブルクレーン	吊荷重 3t以上	47	25.0	53	26.1	49	40.5	48	42.4
53	バイプロハンマ	全機種	48	5.3	54	0.0	54	0.0	10	90.0
36	コンクリートプラント	全自動・傾胴型 0.75m ³ ×2以上	49	0.0	48	44.4	35	62.5	52	21.1
57	地下連続壁掘削機	全機種	49	0.0	54	0.0	54	0.0	54	0.0
2	ブルドーザ	リッパ付 45t未満	—	—	1	100.0	1	100.0	1	100.0
5	被けん引式スクレーパ	全機種	—	—	—	—	1	100.0	54	0.0
15	重ダンプトラック	32t積以上	—	—	13	94.1	1	100.0	29	66.7
52	ディーゼルハンマ	全機種	—	—	—	—	—	—	—	—
54	油圧ハンマ	全機種	—	—	1	100.0	41	50.0	1	100.0
55	クローラ式アースオーガ	全機種	—	—	42	50.0	51	33.3	51	25.0
56	オールケーシング掘削機	全機種	—	—	49	40.0	1	100.0	—	—
41	ファン	40m ³ /min以上	—	—	—	—	—	—	—	—
43	ディーゼル発電機	全機種	—	—	—	—	—	—	—	—
49	高所作業車	室内用 バッテリー自走式	—	—	—	—	—	—	—	—
50	高所作業車	作業床高10m未満(No.49を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—
51	高所作業車	作業床高10m以上	—	—	—	—	—	—	—	—
平 均			69.8		68.4		65.7		67.2	

③ 協力業者のリース依存度 (D / C+D)

資料第4 (単位: %)

No.	対象機械名	仕 様	18年度		17年度		16年度		15年度	
			順位	%	順位	%	順位	%	順位	%
45	ケーブルクレーン	吊荷重 3t以上	1	100.0	—	—	54	0.0	1	100.0
32	軟岩トンネル掘進機	全機種	2	77.8	12	45.5	1	70.0	45	14.3
39	空気圧縮機	定置式 全機種	3	75.2	4	53.6	4	60.6	7	57.0
16	機関車	バッテリー式 全機種	4	71.9	32	32.1	3	63.6	6	57.6
18	ズリ鋼車	側開転倒式 1~6m ³	5	66.7	27	34.3	6	54.5	13	48.0
24	ジブクレーン	全機種	5	66.7	1	57.9	19	44.8	14	46.2
21-1	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング120t×m未満	7	58.8	11	46.5	43	22.0	41	17.6
13-2	ズリ積機	クローラ式 バックハウ型	8	58.0	38	25.6	22	41.3	12	49.0
37	コンクリートポンプ	定置式 10m ³ /hr以上	9	55.1	15	39.8	40	28.1	37	26.8
29-2	濁水処理装置	全機種	10	54.3	2	54.5	7	54.4	4	57.8
34	転圧ローラ	自走式 全機種	10	54.3	2	54.5	7	54.4	4	57.8
9	トラクタショベル	山積 2m ³ 未満	12	51.7	9	48.5	12	49.0	18	44.8
22	タワークレーン	起伏式 ワイヤクライミング	13	50.0	—	—	16	47.6	40	22.2
36	コンクリートプラント	全自動・傾胴型 0.75m ³ ×2以上	13	50.0	51	0.0	51	9.1	55	0.0
57	地下連続壁掘削機	全機種	13	50.0	25	34.4	29	34.1	52	10.5
7	油圧ショベル	山積 1m ³ 未満	16	49.5	7	49.7	15	48.0	16	45.4
38	A. フィニッシャ	全機種	17	46.2	18	38.6	17	47.3	11	51.7
11	ホイルローダ	山積 4m ³ 未満	18	45.9	10	47.6	11	51.0	20	42.8
27-1	門型クレーン	3t未満	19	45.3	19	38.5	13	48.8	9	54.9
30	トンネル用ドリルジャンボ	全機種	19	45.3	19	38.5	13	48.8	9	54.9
13-1	ズリ積機	0.17m ³ 以上(No.13-2を除く)	21	45.2	37	26.2	5	55.4	19	43.1
40	空気圧縮機	ポータブル式・全機種(除ベビコン)	22	42.6	6	51.7	10	52.6	8	56.2
42	キュービクル式高圧受変電設備	全機種	23	40.1	36	29.4	39	28.5	17	45.0

② 調査会社のリース依存度 (B / A+B)

資料第3 (単位: %)

No.	対象機械名	仕 様	18年度		17年度		16年度		15年度	
			順位	%	順位	%	順位	%	順位	%
3	ブルドーザ	リッパ付 45t以上	1	100.0	1	100.0	54	0.0	42	50.0
6	M. スクレーパ	全機種	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0
10	トラクタショベル	山積 2m ³ 以上	1	100.0	1	100.0	22	76.9	29	66.7
12	ホイルローダ	山積 4m ³ 以上	1	100.0	29	75.0	20	80.0	19	84.2
31	クローラドリル	全機種	1	100.0	1	100.0	33	66.7	28	71.4
47	コーンクラッシャ	油圧式 マントル径600mm以上	1	100.0	1	100.0	36	61.5	34	58.3
48	ロッドミル	φ900×2,400mm以上	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0
1	ブルドーザ	普通 全機種	8	99.2	14	92.3	11	95.3	11	89.7
20	トラッククレーン	ラフテレンクレーンを含む全機種	9	98.1	11	96.7	10	98.0	6	97.4
7	油圧ショベル	山積 1m ³ 未満	10	92.4	16	90.2	13	88.8	9	92.0
18	ズリ鋼車	側開転倒式 1~6m ³	11	91.5	12	95.2	23	76.7	16	85.9
29-1	泥水処理装置	全機種	12	89.9	19	87.0	21	79.1	13	88.9
14-1	ダンプトラック	11t積未満	13	88.1	21	86.1	16	83.7	15	87.1
8	油圧ショベル	山積 1m ³ 以上	14	87.0	15	91.7	12	94.1	5	97.9
19	クローラクレーン	全機種	15	86.6	24	83.7	14	88.6	12	89.2
9	トラクタショベル	山積 2m ³ 未満	16	85.5	1	100.0	1	100.0	26	75.9
4	ブルドーザ	湿地 全機種	17	83.3	22	85.7	1	100.0	17	85.7
13-2	ズリ積機	クローラ式 バックハウ型	18	82.6	10	97.1	1	100.0	7	93.9
28	フォークリフト	全機種	19	82.3	18	87.3	15	87.4	14	88.7
27-1	門型クレーン	3t未満	20	79.8	30	69.6	28	72.4	25	77.1
29-2	濁水処理装置	全機種	21	79.0	28	76.7	26	73.7	23	78.3
27-2	門型クレーン	3t以上	22	78.8	25	81.9	25	74.1	24	77.4
11	ホイルローダ	山積 4m ³ 未満	23	77.8	19	87.0	17	83.5	21	79.1
22	タワークレーン	起伏式 ワイヤクライミング	24	77.3	44	48.6	43	47.8	37	53.2
40	空気圧縮機	ポータブル式・全機種(除ベビコン)	25	77.1	23	84.4	19	81.9	8	92.9
13-1	ズリ積機	0.17m ³ 以上(No.13-2を除く)	26	76.2	17	88.2	18	83.3	27	73.3
37	コンクリートポンプ	定置式 10m ³ /hr以上	27	75.4	26	79.2	31	67.2	18	84.4
34	転圧ローラ	自走式 全機種	28	72.2	31	65.4	32	67.1	32	62.6
32	軟岩トンネル掘進機	全機種	29	67.7	36	58.8	39	57.1	29	66.7
35	コンクリートプラント	全自動・強制練型 0.75m ³ 以上	30	63.5	34	61.3	30	68.8	21	79.1
25-2	工事用エレベータ	高速型 全機種	31	62.2	47	46.4	40	55.0	49	41.5
44	コンクリート吹付機	全機種	32	58.7	41	51.2	34	64.2	41	50.3
14-2	重ダンプトラック	32t積未満	33	56.2	33	61.9	38	60.0	35	55.5
25-1	工事用エレベータ	普通型 全機種	34	54.1	40	52.2	43	47.8	44	48.0
26	工事用エレベータ	ロングスパン 全機種	35	52.8	46	46.9	42	47.9	36	54.6
39	空気圧縮機	定置式 全機種	36	52.3	27	78.6	27	73.1	20	80.7
30	トンネル用ドリルジャンボ	全機種	37	51.4	43	49.7	46	46.6	43	49.7
21-2	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング120t×m以上	38	50.2	51	37.1	47	41.8	53	14.4
42	キュービクル式高圧受変電設備	全機種	39	50.1	45	48.0	45	47.3	45	45.8
16	機関車	バッテリー式 全機種	40	48.4	32	63.5	37	60.5	33	59.9
46	ジョークラッシャ	供給口 600×900mm以上	41	46.2	38	55.6	24	76.0	47	42.9
23	タワークレーン	水平型 油圧クライミング 全機種	42	44.4	37	56.3	29	72.2	40	51.7
33	モータグレーダ	全機種	43	42.0	35	59.9	48	41.3	39	52.5
21-1	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング120t×m未満	44	37.7	50	39.5	52	32.8	46	43.8
24	ジブクレーン	全機種	45	36.6	52	34.3	50	39.7	50	37.4

LETTERS BRANCH

FROM THE

支部だより

福井県の南部に位置する嶺南地方には2市4町があります。日本海に面し、その背後に山がそびえる地形、東側に越前海岸、西側に丹後半島があり、若狭湾のリアス式海岸を覆うように街があります。また、滋賀県と京都府との県境にある山々は変化に富んだ山が多く、京阪神や中京からのハイキングや登山客でにぎわいます。東西を国道27号線とJR小浜線が貫き、若狭町から美浜町にかけては三方五湖が広がる海と山、湖

といたった自然を満喫できる観光地域となっています。春には梅園と桜、夏には海水浴、秋には登山と山菜採り、冬は雪景色を施した景観が魅力的であります。当地域は古くから京の都とのかかわりが深く、小浜から京都出町にかけて若狭湾で漁された海の幸を運んだと伝えられています。中でも鯖は名産品として親しまれ塩漬けにして献上されるなど沢山運ばれたことから、熊川、朽木、大原を抜ける道を「鯖街道」と呼び、今でも京都と若狭の交流の太いパイプとなっています。



三方五湖

鯖街道は旧建設省の「歴史街道」に選定され、その道中に位置する熊川宿は「水の郷」の設定と国の「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を受けており、街の活性化・魅力あるまちづくりが進められております。他にも「大和朝廷御用達・膳部の里特産」として、須恵野焼、鯖寿司、熊川葛、こんにゃく、蜂蜜等があり、加工技術に優れた中間商業の地域であったことが伺えます。是非一度この若狭に足を運んで頂きたいものです。私共建設機械リース業を取り巻く環境は一段と厳しい年になりそうです。地域と一体となって、体質改善と収益向上に努力し、業界の発展と地位向上に微力ですが取り組んで参りたいと思っております。関係者各位のご指導、ご支援をお願い申し上げます。支部だよりとします。

福井県建設機械リース業協会
前会長 雨森 登

福井支部

日本一住み心地の良い県「福井県」、今年の十月からはNHK連続テレビ小説「ちりとてちん」が福井県小浜市を舞台に放映されます。ヒロイン貫地谷しほりさんは福井県出身の「和田喜代美」として、日本一の女流落語家を演じて頂きたいものです。

貫地谷さんには全国の方々から愛されるヒロインになることを期待すると共に、舞台となる福井県嶺南（若狭）地方の伝統や歴史、自然などを伝えて頂きたいと思えます。

No.	対象機械名	仕 様	18年度		17年度		16年度		15年度	
			順位	%	順位	%	順位	%	順位	%
26	工事用エレベータ	ロングスパン 全機種	24	40.0	5	52.4	24	39.1	33	31.6
19	クローラークレーン	全機種	25	39.8	35	31.3	37	29.7	38	26.7
44	コンクリート吹付機	全機種	26	37.0	17	39.0	33	31.4	21	38.7
14-2	重ダンプトラック	32t積未満	27	36.4	30	33.3	23	40.3	34	30.3
1	ブルドーザ	普通 全機種	28	36.3	16	39.4	28	36.8	25	35.4
20	トラッククレーン	ラフテレンクレーンを含む全機種	29	35.7	22	37.4	31	33.4	32	32.4
27-2	門型クレーン	3t以上	30	35.3	39	21.2	26	36.9	47	13.6
31	クローラードリル	全機種	30	35.3	39	21.2	26	36.9	47	13.6
35	コンクリートプラント	全自動・強制練型 0.75m ³ 以上	32	34.4	29	34.3	41	27.3	29	33.3
29-1	泥水処理装置	全機種	33	33.8	33	31.5	34	31.3	26	35.1
33	モータグレーダ	全機種	33	33.8	33	31.5	34	31.3	26	35.1
14-1	ダンプトラック	11t積未満	35	33.6	21	38.1	32	31.5	28	34.0
6	M. スクレーパ	全機種	36	32.3	43	16.1	36	30.2	22	38.6
53	バイブロハンマ	全機種	36	32.2	25	34.4	29	34.1	36	26.9
4	ブルドーザ	湿地 全機種	38	30.6	24	36.2	21	42.6	24	35.7
28	フォークリフト	全機種	39	30.5	8	48.6	9	53.6	15	45.7
12	ホイローダ	山積 4m ³ 以上	40	30.4	47	5.2	47	14.0	23	36.4
8	油圧ショベル	山積 1m ³ 以上	41	27.8	27	34.3	38	29.0	35	28.0
10	トラクタショベル	山積 2m ³ 以上	42	25.0	23	36.8	25	37.5	39	25.9
25-1	工事用エレベータ	普通型 全機種	42	25.0	14	40.0	18	44.9	44	15.0
46	ジョークラッシャ	供給口 600×900mm以上	42	25.0	50	4.0	42	26.8	54	6.7
55	クローラ式アースオーガ	全機種	45	24.7	48	5.0	50	9.6	49	13.5
2	ブルドーザ	リッパ付 45t未満	46	22.7	41	19.7	49	12.7	50	12.9
3	ブルドーザ	リッパ付 45t以上	47	16.9	42	16.5	46	14.2	51	12.3
56	オールケーシング掘削機	全機種	48	13.5	46	8.2	48	13.9	53	10.0
48	ロッドミル	φ900×2,400mm以上	49	12.5	51	0.0	54	0.0	55	0.0
21-2	タワークレーン	起伏式 油圧クライミング120t×m以上	50	8.7	51	0.0	51	9.1	42	16.7
47	コーンクラッシャ	油圧式 マントル径600mm以上	51	7.1	45	10.0	44	18.9	55	0.0
54	油圧ハンマ	全機種	52	6.1	13	44.2	45	15.4	43	16.3
5	被けん引式スクレーパ	全機種	53	4.8	44	15.4	20	43.4	29	33.3
15	重ダンプトラック	32t積以上	54	4.3	49	4.5	53	7.8	46	14.2
23	タワークレーン	水平型 油圧クライミング全機種	55	0.0	30	33.3	—	—	3	80.0
25-2	工事用エレベータ	高速型 全機種	56	0.0	51	0.0	54	0.0	29	33.3
52	ディーゼルハンマ	全機種	56	0.0	51	0.0	2	66.7	1	100.0
41	ファン	40m ³ /min以上	—	—	—	—	—	—	—	—
43	ディーゼル発電機	全機種	—	—	—	—	—	—	—	—
49	高所作業車	室内用 バッテリー自走式	—	—	—	—	—	—	—	—
50	高所作業車	作業床高10m未満(Na49を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—
51	高所作業車	作業床高10m以上	—	—	—	—	—	—	—	—
平 均			40.2		40.8		38.7		38.3	

平成18・19年度委員会活動報告

(平成18年6月8日～平成19年5月30日)

協会本部の各委員会の活動内容を議事録に基づき、議題を中心に簡略的にまとめたものです。年間1回(6月発行)掲載いたします。

第83回理事会(常任理事会と合同)

日時 平成18年10月24日(火) 13:30～15:30
場所 キャピトル東急ホテル 地下2階 竹の間

【決議事項】

- 1、平成19年度暫定予算執行について
「暫定予算として、平成19年度予算の成立日まで(4月・5月の2か月分)平成18年度の事業予算により収支を行う」ことについて理事会の承認が必要であることが説明され、了承された。
- 2、本部事務局移転について
本部事務局のある建物所有者が変更されたが、新建物所有者より、契約の詳細等について連絡がない。管理状況が悪く防犯上の問題があるため、このままの状況が続くのなら移転する。しかし移転には多額の費用がかかり、この先どうなるか不明である。状況が変わるたびに理事会に諮ることは不可能であることから、今後の対応については、運営委員会に一任することです承された。

【報告事項】

- (1) 運営委員会 荒井会長

ている。掛金は増額しているが、加入率は去年と変化がない。

会長より、会員のための制度であるから、各支部において勧めてほしい要望が出された。

- (4) 可発専門委員会 後藤常任理事
平成18年度講習会・試験結果について
平成19年度講習会スケジュールについて
平成19年度の更新講習会は受講者が多数予定されているため、東京会場においては更新講習会を3回開催することが報告された。
- (5) その他

- ・平成18年「特定サービス産業実態調査」の実施に伴う協力依頼について
 - ・質疑応答
 - ・不正燃料に関するパンフレットについて
- 社団法人日本建設機械工業会と協力して作成し、各支部に会員の必要枚数の取りまとめを依頼しているところであることが報告された。

第84回理事会

日時 平成19年5月30日(水) 13:30～14:40
場所 グランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃東の間

議題

会長挨拶

お忙しい中全国各地からお集まりありがとうございます。業界を取り巻く状況について、建機メーカーについては収益が上がつっているようですが、建設業界は談合問題等で厳しい

平成18年度上期入退会者について

入会(正会員) 18社、退会(正会員) 20社が了承された。

公益法人新会計基準にもとづく決算書等について
所轄官庁である国土交通省より公益法人会計基準の改正について通知があったことが説明され、指導に従い平成18年4月より、新会計基準に基づきソフトウェアを購入し、監事(公認会計士)と連絡をとりあいながら経理事務を行っていることが報告された。また、平成18年度決算書、平成19年度予算書は新形式にて作成することが報告された。

・公益法人制度改革について

社団法人、財団法人の認可について、今後平成20年より新しく公益法人法が施行される。一般的な非営利法人制度と、公益性を有する法人制度の2つに分けられる。

移行手続としては、5年間の移行期間中に、認定申請を行う。当協会としては公益社団法人を目指したいが、行政庁の認定を受けるためには、「公益的事業費が全事業費及び管理費の合計額の半分以上であること」という基準をクリアしなければならぬ。

・平成19年度年間事業スケジュール(案)について

平成18年度事業計画を基に作成したことが説明された。

- (2) 総務委員会 榎原副会長

・管理者教育講習会について
レベルアップのためにも、日程に余裕がきたら開催してほしい要望が出された。

- (3) 流通委員会 末田副会長

・全建リース総合賠償制度加入状況について

平成18年9月までの加入数等について説明された。

(有)ゼンケンが各支部にて説明会を行い、加入促進を行う

受注状況であります。

業界は地方では公共事業が落ち込み市場が冷え、売上重視のため値引きに走る業者が散見される。協会としては、会員間で情報交換しながら利益ある経営を目指してほしい。良い経営で収益をあげ、規制に沿った新しい設備投資にまわすべきではないだろうか。

特に不正燃料について国交省や他団体と提携し、我々の重要な資産である機械を守る取組みを進めている。各地において真剣に取組んでほしい。

本日はこの後第34回定期総会も控えており、慎重に審議をお願いいたします。疑問や良策がありましたら積極的に提案していただきたい。

各支部、賛助会員に協力いただき、業界の発展期待いたします。

議事

【決定事項】

- 1、第34回定期総会議案書について

- (1) 第1号議案 平成18年度事業報告承認の件
平成18年度事業について、議案書を基に説明が行われ、検討の結果原案通り総会に上程することとなった。
- (2) 第2号議案 平成18年度収支決算報告書承認の件
会計監査報告

- (3) 第3号議案 平成19年度事業計画(案)に関する件
- (4) 第4号議案 平成19年度収支予算(案)に関する件

- 2、主たる事務所移転について

議長は、主たる事務所及び従たる事務所を下記の住所に移転した旨を諮り、全員異議なく承認可決された。

主たる事務所

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町12-1 MHI K I Y Aビル5階
従たる事務所
〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町12-1 MHI K I Y Aビル5階

【報告事項】

3、平成18年度入退会者について

正会員入会23社、退会36社が了承された。

4、平成19年度年間事業スケジュールについて

5、委員会報告

第34回定期総会議案書に基づき説明された。

(1) 運営委員会

(2) 総務委員会

(3) 流通委員会

(4) 可発専門委員会

6、管理者教育講習会について

事務局より開催状況の説明。未開催支部にも開催してもらうようあらためて要請。

7、全建リース総合賠償制度加入状況及び(有)センケン決算について

第34回定期総会

日 時 平成19年5月30日(水) 15:00～15:40
場 所 グランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃中の間

議 事

第1号議案 平成18年度事業報告承認の件

第2号議案 平成18年度収支決算書承認の件

会計監査報告

3、CONET2006について
各地域での加入促進があらためて確認された。

パンフレット等につき社団法人日本建設機械化協会に確認し、支部に送付してもらうこととなった。

運営委員会・総務委員会合同会議

日 時 平成18年9月26日(火) 13:30～16:30
場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議 題

1、第83回理事会について

(1) 理事会次第(案)について検討が行われ、了承された。

(2) 決議事項

①平成19年度暫定予算執行について

資料に基づき事務局より説明された。

定款変更時の国土交通省の指導により、本来であれば毎年度末に次年度予算の総会を開催すべきだが、経費の都合上不可能であるため、毎年の秋の理事会において「暫定予算として次年度予算の成立日まで前事業年度の予算に準じて収支を行う」ことを議題として取上げ、理事会承認を得ることがあらためて確認された。

②本部事務局移転について

検討の結果、やむをえない事情であるから事務局移転については承認し第83回理事会に上程することが決定された。なお、移転の際の費用等は正副会長に一任することとなった。

また年内を目処に、千代田区内(定款により)に、新事務所を検討していることも併せて報告された。

第3号議案 平成19年度事業計画(案)に関する件
第4号議案 平成19年度収支予算(案)に関する件

収支予算書総括表の前期繰越収支差額について、コンピュータへの入力ミスのため収支決算書総括表の次期繰越収支差額との整合性がないが、正しい額は収支決算書総括表の次期繰越収支差額であることから、置き換えて欲しい旨説明され、了承された。

第1号議案、第4号議案について審議が行われ、承認可決された。

運営委員会

日 時 平成18年6月8日(木) 11:00～13:00
場 所 山の上ホテル 別館2階 白磁の間

議 題

1、平成18年度協会運営について

(1) 事業計画について

・管理者教育講習会について
経営者の意識を変える一環として大変重要な講習会であるとして位置付けられる。

・労働安全衛生法の「特別教育」実施要領作成について
講習会の講師については、各メーカーに講師がいると思われることから、各地域において協力をあおぐ(本部では特に手配しない)こととなった。

(2) 委員会、委員長、委員の確認

平成18、19年度の委員会委員が確認された。

2、全建リース総合賠償保険制度について

③新基準にもとづく決算書等について

所轄官庁である国土交通省より公益法人会計基準の改正について通知があったことが説明され(抜粋)、それに従い平成18年4月より新基準にもとづいてソフトウェアを購入し経理事務を行っていることが報告された。

なお第83回理事会において決議事項ではなく、運営委員会の報告事項とすることが了承された。

2、公益法人制度改革について

大屋専務理事より資料に基づき説明された。

社団法人・財団法人は、今までは民法第34条により認可を受けて設立していたが、今後民法による公益法人に関する条文は廃止となり、新しく公益法人法が施行されることとなった。一般的な非営利法人制度と、公益性を有する法人制度の2つに分けられる。

現行公益法人の新制度への移行手続きとしては、新法は平成20年4月1日より施行され、全ての社団法人は特例社団法人となる。平成25年度の移行期間満了までに、移行認定申請をすることとなる。

公益性があると認められれば公益社団法人となり、現在と同等かそれ以上の税制優遇措置が受けられ会員のための社団であると云えるが、認められなければ一般社団法人となり、非営利社団法人として、通常の企業と同じような体制となる。

これについて検討され、今後の協会の方向性としては、公益社団法人を目指すことが決議された。

なお、第83回理事会の運営委員会の報告事項とすることが決定された。

3、平成19年度年間事業スケジュール(案)について

平成18年度を基にした案が事務局より説明され、第83回理事会に上程されることとなった。

4、管理者教育講習会推進状況について

未開催支部については近隣の複数支部と合同開催することが提案された。

5、その他

(1) 「補償料」について

東海財務局より保険業法（平成18年4月1日より根拠法のない共済を保険業法の対象とする改正保険業法が施行され、「少額短期保険業」が新設された）に抵触するのではないかとこの事情説明依頼があったことが中部支部より報告された。

今後の対応として東海財務局との面談結果をふまえ、運営委員会において検討する。

(2) 車両管理について

寅副会長より、最近法令の遵守が厳しく云われ、特に「車両管理」「車両貸渡し代行業務実地要領」について、明確な規定を定めることが重要と思われるため、発行された東京支部の「会報49号」を参考に会員に周知を図ることになった。

運営委員会

日時 平成18年10月24日（火） 12:00～13:00
場所 キヤピトル東急ホテル 地下2階 奈良の間

議題

1、第83回理事会進行について

・公益法人新会計基準について

平成18年度決算書より、新形式で作成し、来年度総会にて報告される。

・本部事務局移転について

今後の対応については第83回理事会で運営委員会に一任を

運営委員会

日時 平成18年12月6日（水） 14:00～14:30
場所 山のホテル 本館2階 つばきの間

諮ることとなった。

移転する場合、定款変更には所轄官庁の許可が必要であり時間もあり、総会での決議も必要であることから、なるべくなら定款で定められている千代田区内で物件を探していることが報告された。

副会長の役割について

運営委員会は協会運営の最高機関であることから、副会長は各員会の委員長を担当しているが、出席できない場合、各委員会の進行に支障をきたすことになる。

検討の結果、流通委員会の担当は副会長富山氏（北海道支部）、可発委員会の担当は副会長宇都宮氏（中国支部）となった。

・東京支部職員の諸経費本部負担について

平成17年、本部事務局の改革を行い、人員整理をした際、職員が1人減った状況では業務に支障をきたすと思われることから、東京支部職員にも業務を手伝ってもらい、その分、諸経費を本部で一部負担することとしていたが、東京支部職員は東京支部専属ということにし、本部で一部負担している経費を取りやめることが検討され、平成18年12月分より、本部負担を取りやめることとなった。

・不正燃料に関するパンフレットについて

社団法人日本建設機械工業会と協力して、不正燃料使用を禁止するパンフレットを作成し、各支部に会員の必要枚数の取りまとめを依頼している。当協会だけではなく、関係諸団体とも協力し、各所に配布することが報告された。

議題

1、各委員会における副会長の役割について

平成18年10月24日に開催された運営委員会において審議された責任の分担の明確化が改めて確認された。

2、本部事務局移転について

新建物所有者から提示された条件はあまり良いとは云えず、また連絡が密に取れず信用がおけないことから、顧問弁護士と相談し、千代田区内での移転が検討され、詳細は事務局に一任された。経緯については平成19年3月開催予定の運営委員会・総務委員会合同会議において報告することです承された。

3、その他

参議院議員立候補の際の推薦依頼については、当協会は政治色のない団体であることから、国土交通省のOBのみ、依頼があれば推薦する。その際、会長名ではなく、協会名で行うことが決定された。

運営委員会・総務委員会合同会議

日時 平成19年3月27日（火） 13:45～17:00
場所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議題

1、事務所移転費について

平成19年1月に新事務所に移転したこと、それに伴う費用について了承された。

特に「事務所移転費」という勘定科目は作成せず、また東京

2、旧事務所保証金について

公費（会費）であるから、放置、泣き寝入りはしない。裁判費用は20万円程度を見込んでおり、第一回目の公判は4月26日の予定である。

これについても了承された。

3、平成18年度決算（案）について

特筆事項として、租税公課については、前年度までは、発生した消費税について、次年度予算に計上していたが、顧問公認会計士の指導により、今年度決算に計上することとなった。会員会費について、支部によっては全会員分が集まるまで本部に送金していないところもあるが、これが税務署の指摘で「支部によるプール」と見なされかねないことから、会員から集金次第即本部に送金してもらうよう、各期首に支部へ送付する請求書に明記することとなった。

4、平成19年度事業計画（案）について

平成19年度分からの新入会の会員に作成することについては可決された。費用については、本部から支部へは実費（一万円）を請求し、支部が全額負担するか会員と折半するかどうかは各支部の判断に任せる。

6、平成19年度予算（案）について

また、最近5年入会した会員については、要望があれば作成するが、それについても各支部に任せることとなった。

7、管理者教育講習会開催推移について

新会計基準に基づく収支予算書について今後いっそう推進することが改めて確認された。

支部名	開催日	会場名
東京	H18/4/15(土)	ちよだプラットフォームスクエア
長野	H18/8/19(土)	RAKO華乃井ホテル
青森	H18/9/16(土)	はまなす会館
九州	H18/10/14(土)	九州電通労働会館
東京	H18/11/11(土)	日本教育会館
北海道	H19/3/3(土)	北海道建設会館
神奈川	H19/5/26(土)	マルコイーン新横浜

8、「かいほうNo.63」について

流通専門委員会と大手広域レンタル業者、並びに建機メーカーレンタル事業担当責任者との懇談会

日時 平成18年6月8日(木) 13:45~16:30
場所 山の上ホテル 別館2階 海の間

テーマ

レンタル業界の現況と今後の動向について

流通委員会と大手広域レンタル業者、地場大手レンタル業者、並びに大型建機メーカー、汎用機メーカーとの懇談会

日時 平成18年9月6日(水) 13:00~16:30
場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 新館3階 瑠璃西の間

可発専門委員会

日時 平成18年8月4日(金) 13:30~15:20
場所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議題

- 1、平成18年度 講習会・試験 実施結果について
受講・受験者申込者数は435名であり、出席者数425名、欠席者数10名であった。内訳は正会員382名、非会員53名であった。
- 2、平成18年度 認定試験結果について
本年度試験結果は、受験者数425名、合格者数421名、不合格者数4名、合格率99・1%となった。
- 3、平成18年度 更新講習実施結果について
更新講習は対象者297名に対し更新申込者数209名、出席者数205名、欠席者数4名、失格者数88名であった。
- 4、平成19年度 更新講習受講予定者数について
平成19年度更新講習は、昭和60年、63年、平成3年、6年、9年、14年の資格取得者が対象者となるため、対象者数は合計で2031名であるが、実際には8割の更新を見込んでいる。
- 5、可搬形発電機整備技術者講習会制度に関する諸規程について

可発専門委員会

日時 平成18年10月6日(金) 13:30~15:15
場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 新館2階 鼓の間

議題

- 1、平成18年度 合格者の登録状況について
- 2、平成19年度 定期点検済証票作成について

テーマ

- 1、地域の現況について
- 2、メーカーからの最新情報について
- 3、平成18年度 オフロッド法 使用者向け説明会の開催について
- 4、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する支援措置について
- 5、担保特例の拡充(平成18年度)について

運営委員会、流通専門委員会と大手広域レンタル業者との合同懇談会

日時 平成18年12月6日(水) 14:30~16:30
場所 山の上ホテル 本館2階 つつじの間

テーマ

- 1、業界の現況について
- 2、「軽油以外使用禁止」の運動について

流通専門委員会

日時 平成19年3月27日(火) 11:00~13:00
場所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議題

- 1、業界の諸問題について
- 2、平成19年度 流通委員会スケジュールについて

- 3、平成20年度 定期点検済証票普及ポスターについて
- 4、平成19年度 講習会スケジュールについて

講習地	更新講習	新規講習
沖縄	6月11日(月)	6月12日(火)~6月13日(水)
福岡	6月15日(金)	6月13日(水)~6月14日(木)
広島	6月18日(月)	6月19日(火)~6月20日(水)
大阪	6月22日(金)	6月20日(水)~6月21日(木)
仙台	7月4日(水)	7月2日(月)~7月3日(火)
高松	7月6日(金)	
石川	7月10日(火)	
東京	7月10日(火)	
名古屋	7月24日(火)	6月27日(水)~6月28日(木)
札幌	7月13日(金)	7月11日(水)~7月12日(木)
	7月19日(木)	7月17日(火)~7月18日(水)

- 5、可搬形発電機整備技術者講習会制度等に関する諸規程について
規程集は配布せず、掲載可能な部分をホームページに掲載し、規程の変更等は「情報板」で案内することになった。
- 6、可発講習会講師について

可発専門委員会と講師との合同会議

日時 平成18年10月6日(金) 15:30~16:30
場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 新館2階 鼓の間

議題

- 1、平成18年度 講習会・試験 結果について
- 2、平成19年度 講習会スケジュールについて

可発専門委員会

日 時 平成19年2月15日(木) 13:00～15:30
場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議 題

- 1、報告事項
平成19年度 新規講習会案内、更新講習会案内について
平成19年度 更新講習受講者数について
- 2、定期点検済証票・記録表の頒布状況について
- 3、平成18年度 決算(案)について
- 4、平成19年度 予算(案)について
- 5、定期点検済証票事業 平成18年度決算案・平成19年度予算案について
- 6、定期点検済証票について

可発技術専門部会と講師との合同会議

日 時 平成19年2月22日(木) 12:00～16:00
場 所 山の上ホテル 本館2階 つつじの間

- 1、平成19年度 講習会について
- (1) テキストについて
- (2) 平成19年度 可搬形発電機整備技術者認定試験問題について

建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書

印 紙

第1条 (総則)

賃借人を甲、賃貸人を乙(甲の連帯保証人を丙)として、建設機械など(以下「物件」という)のレンタルに関し、次の通りレンタル基本契約を締結する(以下「本契約」という)。

なお、本契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。

(※連帯保証人をつける場合は、三通作成し、丙もその一通を保有する。)

第2条 (本契約の個別契約への適用)

本契約は、別途当事者間に特約のない限り、本契約期間中、甲乙間に締結される一切の個別契約に適用される。

第3条 (個別レンタルの申込み)

本契約に基づき、甲は乙と物件の種類・規格・数量・使用目的・使用場所・引渡し予定日・引渡し返還場所・レンタル期間・料金・支払条件・輸送方法・修繕費・その他の条件について取り決めのうえ、レンタル契約を申し込む。

第4条 (個別契約の成立)

個々のレンタル契約は、甲が前第3条にしたがって申込み(口頭による場合を含む)、乙の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する(以下「個別契約」という)。

ただし、甲の工事現場責任者またはその代理人による申込みによっても成立する。

第5条 (レンタル期間)

- ① レンタル期間は、原則として物件を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日迄とする。
- ② 甲が、個別契約に定めるレンタル期間の短縮、または延長を申し出て、乙がそれを認めたときは、この期間およびレンタル料金について別途協議する。

第6条 (保証金)

甲は個別契約成立と同時に、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金またはそれに代わるもので乙に支払う。

この保証金は個別契約諸条項の遵守・履行の担保とし、当該個別契約終了時に清算する。

ただし、この保証金に利息はつけない。

第7条 (物件の引渡し)

- ① 乙の物件引渡しは、原則として乙の指定場所で、甲の指定する工事現場責任者・代理人、あるいは運送受託人に対して行う。
- ② 甲は、物件の引渡しを受けると同時に、借受証、あるいは受領証を乙に交付する。
- ③ 組立・据付・あるいは解体作業をともなう物件の引渡しについては、その都度個別契約においてレンタル期間の開始日および返還条件などを定める。
- ④ 物件の搬出人・運送・積み下ろしなどにもなう事故は、甲、または甲の手配による場合は甲の責任とし、乙、または乙の手配による場合は乙の責任とする。

第8条 (物件の検収)

甲は、物件受領後、ただちに乙の発行する出荷案内状、あるいは納品書ならびに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能・数量などについて検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。

もし、物件の不適合・不完全・不足、その他瑕疵などを発見した場合には、ただちに乙に連絡する。

乙が、甲の連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに物件を修理するか、または代替の物件を引渡す。

第9条 (物件の保守管理)

- ① 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件

方法、取扱いの不備などにより毀損した場合に限り（期間経過相応の損耗を除く）第11条②項の定めに従い、甲の負担において物件を原状に復して返還するか、またはその費用を乙に支払う。

- ⑤ 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権ならびに同時履行抗弁権を行使しない。

第 16 条（契約の解除）

下記の場合、甲または乙は本契約および個別契約を解除することができる。

- ① 甲または乙が、本契約または個別契約の条項のいずれかに違反したとき。
- ② 甲が、レンタル料などの支払いを怠ったとき。
- ③ 甲が、物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき。
- ④ 甲または乙が、営業上の休廃止・解散をし、あるいは差押・仮差押・強制執行・手形交換所の不渡処分・公租公課の滞納処分を受け、または破産・和議・会社整理・会社更生の申し立てをしたとき。
- ⑤ 乙の、レンタル物件が盗難にあった場合、もしくは物件が滅失し、または毀損し使用不能となった場合。

第 17 条（契約解除時の処置）

前条の規定により、本契約および個別契約が解除された場合には、乙はただちに物件を引取るものとし、その引取に要する費用は賃のある当事者が負担するとともに、乙の引取りに対して甲は乙に協力しなければならない。

第 18 条（中途解約）

- ① 個別契約期間中における中途解約は原則として認められない。
- ただし、甲が特別の事由により、期間満了前に申し出、乙がこれを認めた場合はこの限りではない。
- ② 前項において、解約が認められた場合、甲はただちに第15条の規定に基づく手続きを履行する。

第 19 条（解約損害金）

本契約および別契約が第16条および第18条に

より契約解除となり、物件返還がされた場合においても、甲はあらかじめ特約した損害金を支払う。ただし、特約のない場合は甲乙協議のうえ、損害金・賠償金を定める。

第 20 条（秘密の保持）

乙はこの契約の履行にともない、工事について知り得た情報・知識・工法・技術および甲の営業上の秘密の一切を、この契約終了後といえども他に漏らしてはならない。

また、乙の使用人などにこれらの秘密を漏らさないようにさせなければならない。

第 21 条（連帯保証人）

連帯保証人は甲と連帯して、本契約および個別契約上の義務の履行を保証する。

※乙が必要とする場合には連帯保証人をつけることができる。

第 22 条（契約期間）

基本契約の有効期間は平成 年 月 日より 年とする。

ただし、期間満了1ヶ年前までに、甲乙いずれかより解約の意思表示がない限り、自動的に1ヶ年間更新されたものとし、以後も同様とする。

第 23 条（公正証書）

甲および丙が本契約および個別契約に定める金銭債務の履行を怠ったときは、その財産についてただちに強制執行を受けることを承諾する。

乙から要求あり次第、本契約および個別契約について公正証書を作成するものとし、これに要する費用は甲の負担とする。

※乙が必要とする場合には公正証書を作成することができる。

第 24 条（訴訟管轄）

本契約および個別契約にもとづく甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、乙の本店所在地を管轄する裁判所とする。

第 25 条（特約）

第 26 条（補則）

本契約に定めなき事項については、甲乙は誠意をもって協議し処理する。

を保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。

その為の費用は特約のない限り、甲が負担する。

- ② 月例自主点検などを必要とする物件については、別途特約のない限り、甲の責任と負担でこれを行う。
- ③ 甲の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、乙の責任と負担でこれを修理するか、または代替の物件を引渡す。
- ④ 甲がレンタル期間中における物件の保守管理を希望する場合は、別途保守管理契約を締結する。

第 10 条（物件の検査）

乙は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができる。

第 11 条（物件についての損害補償）

- ① 物件が、天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲乙が協議して定める。
- ② 物件が、甲の使用・取扱いの不備などにより損傷した場合は、修理費および修理期間に相応したレンタル料金を補償金として甲は乙に支払う。
- ③ 甲の過失により物件が盗難にあたり、滅失した場合は、物件と同じ同等品を乙に返却するか、または時価相当額を甲は乙に支払う。

第 12 条（損害賠償責任）

甲が乙の物件の保管・使用に起因して（ただし、乙の整備不良など乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く）第三者に対し人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任においてすみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。

ただし、乙があらかじめ賠償責任保険を付している事故について乙が保険金を受け取った場合は、その保険受取金額を限度とし、乙は甲に交付することができる。

第 13 条（禁止事項）

甲が乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

1. 物件に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。
2. 物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。
3. 物件を、本来の用途以外に使用すること。
4. 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること。
5. 個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。
6. 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。
7. 物件に表示された所有者の表示や標識を、乙の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。

第 14 条（通知義務）

甲、乙（又は丙）は次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方にすみやかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

1. 甲は、物件について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。
2. 住所を移転したとき。
3. 代表者を変更したとき。
4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
5. 物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき。

第 15 条（個別契約満了時の処理と物件の返還）

- ① 個別契約期間満了時、または期限前であっても第16条により、乙から物件返還の請求があった時は、甲はただちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は物件の返還を受けると同時に甲に受領証を交付する。
- ② 返還に伴う輸送費、およびその物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。
- ③ 物件の返還は、甲乙双方立合いのうえ、行うこととする。ただし、甲が立ち合うことができない場合は、乙の検収をもって有効とする。
- ④ 甲は物件を返還する時は、それが甲の使用

協会支部名簿

平成19年6月現在

支部名称	支部長名	事務局長	〒	所在地	TEL	FAX
北海道支部	富山政明	小野寺康夫	060-0034	北海道札幌市中央区北四条東2-8-3 第2まるよビル4F	011-221-1485	011-222-5612
青森支部	気田福俊	浅野修司	034-0051	青森県十和田市伝法寺字大窪62-1 青森リース(株)内	0176-28-3111	0176-28-2837
秋田支部	根田喜久雄	佐藤進	014-0073	秋田県大仙市内小友明通33-4 (株)大曲産業機械 大仙機材センター内	0187-86-4112	0187-86-4113
岩手支部	吉田正晴	高橋良男	028-3623	岩手県紫波郡矢巾町榎山第10地割27-1 (有)ダイユウ 機販明広内	019-611-2234	019-611-2234
宮城支部	長根常雄	小原透	984-0015	宮城県仙台市若林区卸町5-5-1 仙台団地倉庫協同組合会館2F	022-238-1751	022-238-1752
山形支部	東海林寛次	東海林寛次 (兼任)	990-0864	山形県山形市陣場1-9-15	0236-84-9455	0236-84-2449
福島支部	佐藤清二	斎藤博	963-8862	福島県郡山市菜根4-11-32	024-933-7803	024-933-7813
新潟支部	酒井安治	吉田準一	950-0941	新潟県新潟市女池8-14-17	025-284-6605	025-284-5265
群馬支部	石塚幸司	石原栄志	371-0013	群馬県前橋市西片貝町4-5-15	027-243-2822	027-243-5595
栃木支部	北條光一	伊藤義昭	320-0041	栃木県宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館4F	028-621-6062	028-621-1923
東京支部	内田竹男	前田秀雄	101-0038	東京都千代田区神田美倉町12-1 キヤビル5F	03-3255-0515	03-3255-0516
神奈川支部	風間英夫	植田美奈江	221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町2-10 アール・ケーブラザ横浜Ⅲ1103	045-440-1116	045-440-1117
長野支部	原茂	倉田五郎	395-0004	長野県飯田市上郷黒田2731-1	0265-23-9605	0265-23-9616
静岡支部	田島潤一	田島潤一 (兼任)	422-8035	静岡県駿河区宮竹1-14-14 (株)レント 経営企画室内	054-238-8022	054-238-8033
中部支部	榊原章	水谷勝治	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-14-14 御園パレス3F302	052-203-1657	052-203-1658
富山支部	大愛恒雄	小倉秀信	938-0013	富山県黒部市香掛567 (株)吉田商会内	0765-52-2688	0765-54-3307
石川支部	安田正之	林善明	920-0018	石川県金沢市三口町水13-1 コーボミックチ 10号	076-238-7097	076-238-7597
福井支部	河崎晴一	森井敏彦	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2F	0776-24-7295	0776-24-7296
滋賀支部	犬井忠彦	樋上ちえみ	524-0013	滋賀県守山市下之郷町637-3 第一観光ビル2F	077-581-0481	077-581-0481
京都支部	石橋久仁夫	吉田栄次	604-8831	京都府京都市中京区四条通中新道西入 高石機械産業(株)内	075-802-0171	075-841-1595
大阪支部	北野一雄	中谷穂利枝	556-0021	大阪府大阪市浪速区幸町2-3-14 タイトービル 505号	06-6561-7405	06-6561-7407
和歌山支部	角口賀敏	丸田美枝	640-8303	和歌山県和歌山市鳴神588-1 VPビル1F	073-474-5789	073-474-1038
兵庫支部	末田芳晴	神田久大	650-0025	兵庫県神戸市中央区相生町2-2-7 ツルビル 2F	078-361-2481	078-361-2487
中国支部	宇都宮昭憲	高島英昭	733-0873	広島県広島市西区古江新町7-10	082-275-0532	082-275-0532
四国支部	喜多美行	明石俊幸	761-0104	香川県高松市高松町42-13	087-841-2823	087-841-2835
九州支部	中野登	伊藤公明	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル6F	092-482-6685	092-452-2563
沖縄支部	玉城優	富村英生	901-2101	沖縄県浦添市字西原1-11-2-201	098-876-6410	098-876-6410

契約 No.

平成 年 月 日

賃借人(甲) 住所
氏名

印

賃貸人(乙) 住所
氏名

印

保証人(丙) 住所
氏名

印

社団法人 日本建設機械化協会
社団法人 全国建設機械器具リース業協会

あ と が き

会員各位におかれましては、日頃より協会活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成19年第34回定期総会が、5月30日に滞りなく終了いたしましたことを、「かいほう63号」により、ご報告いたします。さて、建設機械レンタル業界の経営環境は依然として厳しく、市場動向を予測することが難しい状況にありますが、平成19年度の協会活動につきましては、巻頭言の荒井会長挨拶にもありますとおり、会員各位に「協会活動への協力を」お願いされており、協会組織の活性が望まれているところであります。

本年度の活性化に向けた各委員会活動情况等につきましては、各支部経由により随時ご連絡させていただきますので宜しくお願いいたします。

又、「かいほう」を通じて貴重な情報を共有することも大切なことですので、会員の皆様の「声」や体験した朗報等を総務委員会にお寄せください。

今後とも事務局スタッフと共に充実した編集に取り組みますのでご協力お願いいたします。最後になりましたが、会員各位の益々のご隆盛を祈念申し上げます。

平成十九年六月

総務委員会広報担当

吉田正晴



かいほう
No. 63

発行日 平成十九年六月
発行者 社団法人 全国建設機械器具リース業協会

〒101-0038
東京都千代田区神田美倉町十二一
キヤビル五階

TEL 03-3255-0511
FAX 03-3255-0513

発行責任者 総務委員会 広報担当 吉田正晴
制作編集 港北出版印刷株式会社

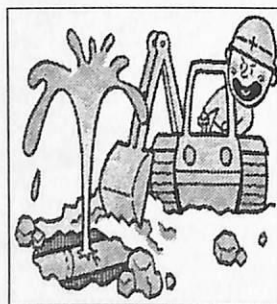
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷二一七
TEL 03-5466-2201 (代)

全建リース総合賠償補償制度

(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、請負賠償責任保険)

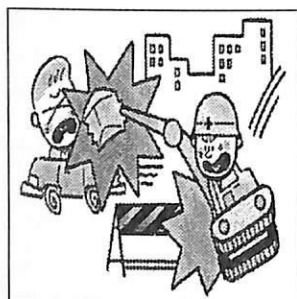
基本プラン

貸出中のリース機械
に起因した事故を
幅広く補償



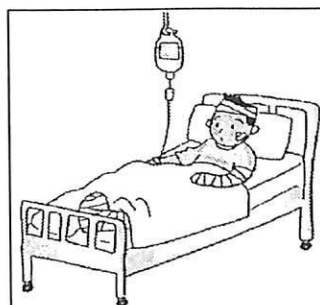
オペレーションミス特約

オペレーター・ユーザー
の作業ミスによる事故
も補償!



ユーザー特約

下請一元請間の
損害を補償!
同僚間災害を補償!
搭乗者災害を補償!



さらに...

全建リース動産総合補償制度

(動産総合保険)

で貴社の大切なリース機械をお守りします。

[お支払いの対象となる事故例]

- ・盗難 ・破損 ・転倒 ・水害
- ・火災 ・操作ミス

など、ほとんどすべての損害を、貸出中・保管中を問わずカバーします。補償料制度の導入、または新設・改定を検討されている会員には最適な制度ですので、是非お問い合わせ下さい。

このお知らせは概要を説明したものです。
ご加入・内容に関するお問い合わせ先は...

<制度商品取扱幹事代理店>
有限会社 ゼンケン

〒101-0038 東京都千代田区神田美倉町12-1
MH-KIYA BLDG.<キヤビル>5階
電話 03-3255-0514 ファックス 03-3255-0513



損保ジャパン

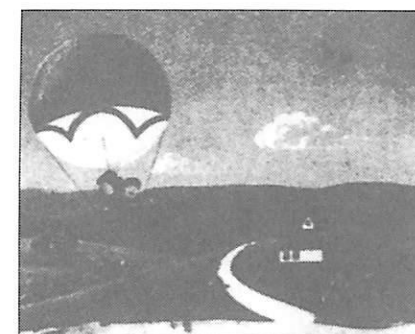
<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第一部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
電話 03-3349-3216 ファックス 03-3348-6939

(2006. 4. 1 / SJ05-13842)

厚生年金基金加入で 豊かな老後設計を

国の老齢年金部分より多い年金を受取るための制度です。人生80年時代に備え、国の年金と並んで老後生活を支える支柱として、加入される方々が年毎に増えております。

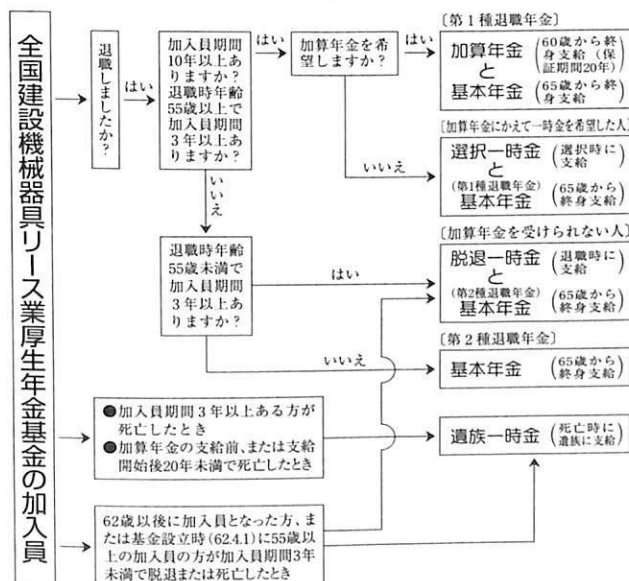


社員の方々には
=老後の安心を=
企業にとっては
=人材確保と繁栄を=

当基金では、年金、一時金の支払いのほか、各種福祉事業を行っております。

厚生年金基金についてのご質問、ご相談は下記までお問い合わせ下さい。

あなたはこんな給付が受けられます



- [注]
- 基本年金(基本部分の給付)については、加入員期間が10年未満で退職時の年齢が55歳未満の場合は、厚生年金基金連合会に支給義務が移転し、同連合会から支給されます。
 - 前期のうち、加入員期間が3年以上ある方、又は退職時の年齢が55歳以上60歳未満で加入員期間が3年以上10年未満の方は、本人の選択により、脱退一時金にかえて年金として受けることができます。(基本加算年金といい、前記の連合会から支給されます。)
 - 基本年金は、65歳以後も加入員である場合は、退職(70歳に達したため基金からの脱退を含む)したときから支給します。
 - 基本年金については、加入員であつても国の「老齢厚生年金」が受けられるようになったときは、そのときから受けられます。
 - 加算年金については、現在の会社を退職し、当基金の加入員でなくなった場合には、たとえ他に勤務していても60歳以後支給されます。
 - 加算年金は、加入員であつても65歳から支給されます。

年金一口メモ

加算年金の20年保証期間つきとは……
●基金から支給される加算年金は終身年金ですから、本人が生ずる限り支給されます。しかし、年金受給期間が20年未満で本人が亡くなった場合には、20年から受給済期間を差し引いた期間相当分を遺族一時金として支給するという仕組みになっています。つまり20年間は完全に受給権が保証されるというものです。

全国建設機械器具リース業厚生年金基金

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-7-5
明治安田生命飯田橋ビル5階

TEL 03(3230)3871

KOMATSU

To The Next Stage
GALEO



8スタイル。
PC138US-8/PC128US-8
特定特殊自動車排出ガス基準適合車

KOMATSU

コマツ 営業本部 TEL.03-5561-2714
〒107-8414 東京都港区赤坂2-3-6 <http://www.komatsu.co.jp/co/>

NES45AP

極超低騒音型ディーゼル発電機

新製品情報

ソフト&テクノロジー
重日本車両



お客様の声『使いやすさ』と『簡単メンテナンス』を形にしました

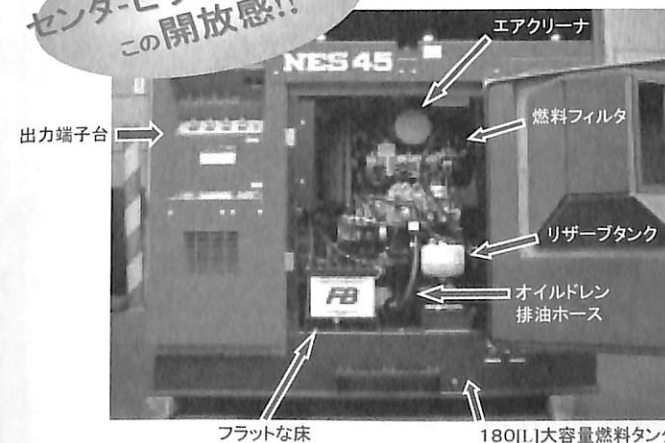
●メンテナンス時間の短縮はランニングコストを低減します



■仕様

型 式		NES45AP	
本体寸法(H×L×W)	(mm)	1,445×1,760×995	
乾燥質量	(kg)	1,230	
運転整備質量	(kg)	1,400	
参考騒音値	(約dB)	53	55
交流発電機			
周波数	(Hz)	50	60
出 力	(kVA)	37	45
電 圧	(V)	200	220
単 相 電 圧	(V)	100	110
単 相 専 用 端 子	(kVA)	6.0×2	6.6×2
コンセント	(A)	15×2	
エンジン			
機関名称		日産BD30T	
総排気量	(L)	2,953	
定格出力	(kW)	34.5	43.5
燃料タンク容量	(L)	180	
燃料消費量(75%負荷)	(L/h)	6.5	8.0

センターピラーレス構造で
この開放感!!



- ☆「立ち姿勢」での配線
——日車独自の出力端子台
- ☆燃料補給も1日1回
——クラス最大の180Lタンク
※75%負荷で約22時間連続運転できます
- ☆嬉しいトラック横積み
——2tonロング車に対応
- ☆楽々オイル交換
——工具不要・簡単準備
- ☆ラジエータ丸洗い
——全面開閉ドアで簡単

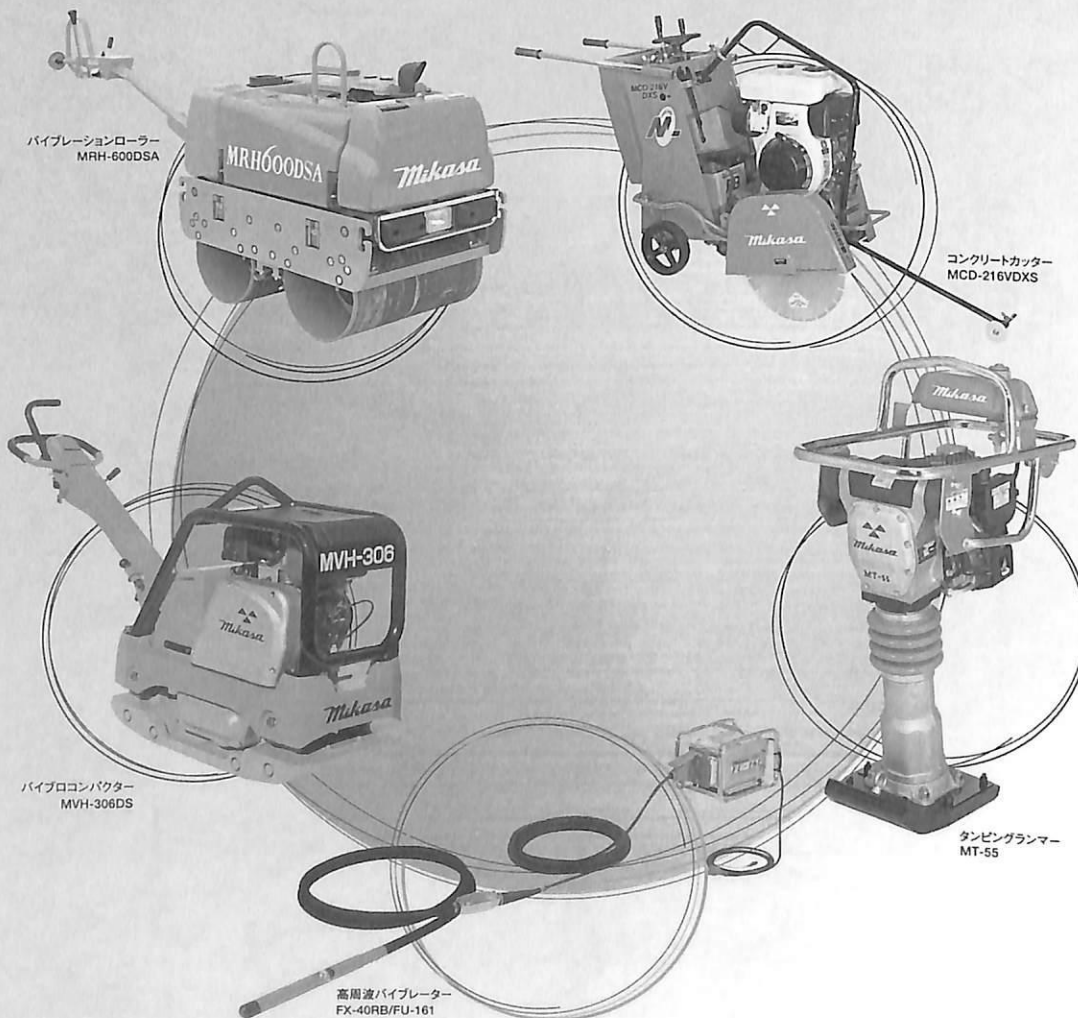
製造・販売元

重日本車両製造株式会社
機電本部 <http://www.n-sharyo.co.jp>
■営業総括部 〒458-8502 名古屋市長区鳴海町宇柳長80
TEL 052-623-3312

■札幌営業所 TEL 011-881-2021 ■大阪支店 TEL 06-6372-5851
■北日本営業所 TEL 022-288-2530 ■九州営業所 TEL 092-572-7332
■東日本営業所 TEL 03-6688-6808 ■広島出張所 TEL 082-284-9271
■中部営業所 TEL 052-623-3314 ■高知出張所 TEL 088-884-0350

No.200510

Mikasa
http://www.mikasas.com



多様な作業環境に、柔軟に対応する品質・技術・パワー。
「三笠」は現場に支持されています。

三笠産業株式会社

MIKASA SANGYO CO., LTD. TOKYO, JAPAN
本社/〒101-0064 東京都千代田区猿樂町1-4-3 TEL:03-3292-1411 (代)
●営業所:札幌/仙台/北関東/新潟/長野/静岡 ●出張所:山梨

三笠建設機械株式会社

〒550-0012 大阪府西区立売堀3-3-10 TEL:06-6541-9631 (代)
●営業所:名古屋/金沢/広島/高松/福岡 ●出張所:鹿児島/沖縄

HITACHI



最強の布陣で、お客様をサポート!

各種建設機械から再資源化を支えるリサイクルシステムまで、
最前線で活躍する豊富な製品をラインアップ!
日立建機は、トータルな製品群と最強の布陣でお客様をサポートいたします。



日立建機株式会社

東京都文京区後楽2-5-1 〒112-8563 ☎ダイヤルイン(03)3830-8033
URL: http://www.hitachi-kenki.co.jp

●東日本事業部 埼玉県草加市弁天5-33-25 〒340-0004 ☎(048)935-2111 ●西日本事業部 京都府乙訓郡大山崎町大山崎小字岸畑22 〒618-8511 ☎(075)956-2111

体験してわかるハイパフォーマンス。
デンヨーを超えるのは、いつもデンヨーから。

Denyo

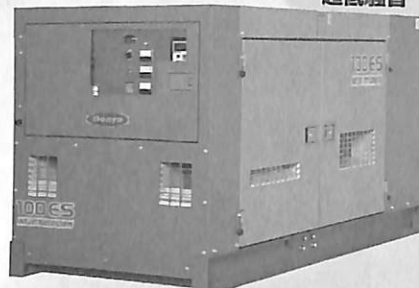
GENERATOR 環境性能抜群の極超低騒音・超低騒音

第3次排出ガス
対策型建設機械



DCA-13USY
50Hz10.5kVA 60Hz13kVA

超低騒音



DCA-100ESI
50Hz80kVA 60Hz100kVA

WELDER 抜群の溶接性能で、機能的かつ経済的!

超低騒音



GAW-185ES
30~185A

超低騒音



DLW-300ESW
30~300A

COMPRESSOR アフタークーラ内蔵で作業効率アップ!

超低騒音



第3次排出ガス
対策型建設機械

DIS-130ES-C
3.7m³/min 0.7Mpa

超低騒音



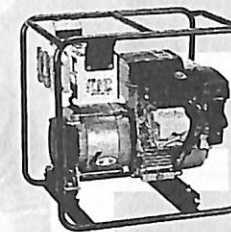
DIS-180AC
5.1m³/min 0.7Mpa

デンヨー株式会社
本社:〒103-8566 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5
TEL:03(6861)1111 FAX:03(6861)1181
ホームページ: <http://www.denyo.co.jp/>

札幌営業所 011(862)1221 横浜営業所 045(774)0321 広島営業所 082(278)3350
東北営業所 022(254)7311 静岡営業所 054(261)3259 高松営業所 087(874)3301
岡崎営業所 1課 025(268)0791 名古屋営業所 052(935)0621 九州営業所 092(935)0700
岡崎営業所 2課 027(360)4570 金沢営業所 076(269)1231
東京営業所 03(6861)1122 大阪営業所 06(6448)7131

EXEN 振動応用技術で世界をひらく
VIBRATION SPECIALIST

21世紀の100年ツクリの
創造を目指す!
あらゆるツクリ現場で
信用と信頼のエクセンです。



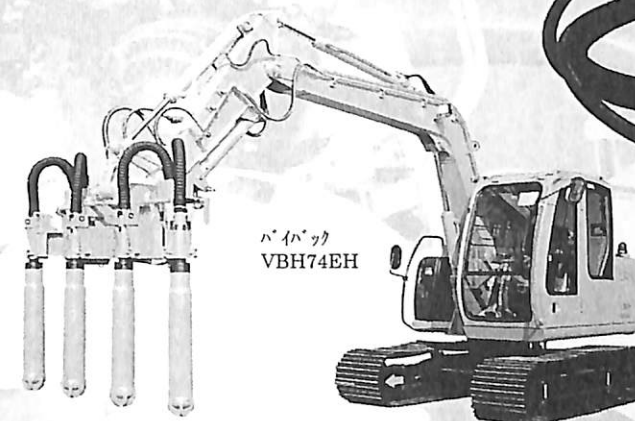
高周波発電機
HAG-MF型



高周波インバータ
HC-B型



インバータケーブル
HBM-1型

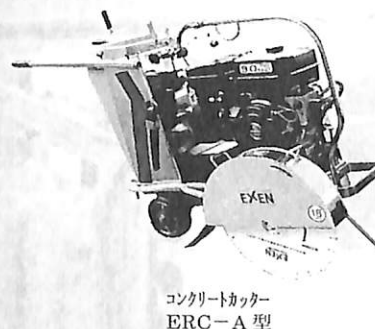


インバータ
VBH74EH



軽便インバータ
フレキシブル型

軽便インバータ
電棒型



コンクリートカッター
ERC-A型



コアドリル
ECD型



フレキシブルポンプ
HFP-ポンプセット

EXEN エクセン株式会社
本社:〒105-0013 東京都港区浜松町1-17-13
☎ 03(3434)8455 FAX03(3434)1658
<http://www.exen.co.jp/>

東京支店	仙台営業所	名古屋営業所	福岡営業所
大阪支店	新潟営業所	金沢営業所	鹿児島営業所
札幌営業所	東京北営業所	高松営業所	
盛岡営業所	静岡営業所	広島営業所	



環境を最優先としたグローバル企業へ

ツルミで納得!!

用途に合わせて選べる土木建設工事機器

工事排水用水中ポンプ



水中ハイスピンポンプ (自動運転形) **LBA型**

- 吐出し口径: 40・50mm
- 出力: 0.25・0.48kW
- 全揚程: 6~8m
- 吐出し量: 0.1~0.12m³/min



水中泥水ポンプ **HSD型**

- 吐出し口径: 50mm
- 出力: 0.55kW
- 全揚程: 9m
- 吐出し量: 0.1m³/min



水中ポンプ **KRS型**

- 吐出し口径: 80~350mm
- 出力: 2.2~37kW
- 全揚程: 10~30m
- 吐出し量: 0.5~14m³/min

低水位・残水吸排水ポンプ



水中ハイスピンポンプ **LSC型**

- 吐出し口径: 25mm
- 出力: 0.48kW
- 最高排水揚程: 11m (50HZ)
12m (60HZ)
- 最低水位: 1mm



スUMPポンプ **LSP型**

- 口径: 25mm (吸込) x 25mm (吐出し)
- 出力: 0.48kW
- 最大吐出し水量: 0.06m³/min
- 最大吐出し揚程: 8m (50HZ)
9m (60HZ)

高圧洗浄機 (エンジン/モータタイプ)



ジェットポンプ **HPJ型**

- 吐出し量: 6.2~61.4 l/min
- 圧力: 4.0~19.6MPa

pH中和装置



pH中和処理装置 **TPC型**

- 希硫酸仕様: 4~35m³/h
- 炭酸ガス仕様: 6~40m³/h

タイヤ洗浄機



自動タイヤ洗浄機 **MTW型**

- 洗浄時間: 40秒 (1台)

株式会社 鶴見製作所

北海道支店: TEL (011) 787-8385
東北支店: TEL (022) 284-4107
東京支店: TEL (03) 3833-0331

北関東支店: TEL (048) 688-5522
新潟支店: TEL (025) 283-3363
中部支店: TEL (052) 481-8181

北陸支店: TEL (076) 268-2761
近畿支店: TEL (06) 6911-2311
兵庫支店: TEL (078) 575-0322

中国支店: TEL (082) 923-5171
四国支店: TEL (087) 815-3535
九州支店: TEL (092) 452-5001

www.tsurumipump.co.jp

Kubota

U-SERIES

後方小旋回ミニバックホー:
U-15-S/U-20-S/U-25-S/U-30-S/U-35-S/U-40-S/U-50-S



R-SERIES

ホイールローダー: R330/R430/R530/R630



その先のクリーンへ、ZEPH、登場。

ZEPH SERIES

時代が求めるローエミッション性能を満たすニューエンジン搭載。
デザインもさらにシャープにチェンジアップ。
誕生! クボタ、ZEPHシリーズ。
青空ときれいな空気を次世代へ吹き込むために。



RG/RX-SERIES

ゴムクロキア: RG-15Y-3/RG-15-c-D4/RG-20Y-3/RG-30c-2/RG-30c-3-D4/RX-601-2



RX-SERIES

超小旋回ミニバックホー: RX-153S/RX-203S/RX-305/RX-405/RX-505

株式会社クボタ 建設機械事業推進部
本社 〒573-0004 枚方市中宮大池1-1-1
TEL 072 (890) 2885 FAX 072 (890) 2884
www.kenki.kubota.co.jp

(株)クボタ建機北海道
北広島市大曲工業団地
TEL 011 (377) 5511

(株)クボタ建機東日本
さいたま市桜区西堀
TEL 048 (865) 5181

(株)クボタ建機西日本
伊丹市奥畑
TEL 072 (781) 7715

(株)クボタ建機九州
熊本市八幡
TEL 096 (358) 6200

KOBELCO

さすがコベルコ!

選択される「商品」「社員」「会社」へ

iNDR Integrated
Noise & Dust
Reduction
Cooling System

95dB (A)

新冷却システムが実現した極低騒音。

※国土交通省の指定制度上はあくまでも超低騒音型(基準値は100dB以下)です。
「極低騒音」はコベルコの独自表現です。

燃料消費量21%低減

驚きのコストパフォーマンスを実現。

※数値はSK225SRの場合。当社従来機SK235SRと
単位燃料あたりの掘削土量を比較。標準モード時。

静と動の極みへ。



掘削新流儀。——アセラ・ジオスペック

**ACERA
GEOSPEC SR**

SK225SR ●バケット容量:0.8m³
●運転質量:22,300kg



用途別専用機ダイナスペック

DYNASPEC SR

SK235SRD ●バケット容量:0.8m³
●運転質量:24,300kg

SK235SRD LG ●バケット容量:0.8m³
●運転質量:24,900kg



オフロード法適合

お問い合わせ、カタログのご請求は……

コベルコ建機株式会社 <http://www.kobelco-kenki.co.jp>

東京本社/〒141-8626 東京都品川区東五反田2-17-1 ☎03-5789-2111

SAKAI®

前後進プレートコンパクタ

PF120

PF150 新登場

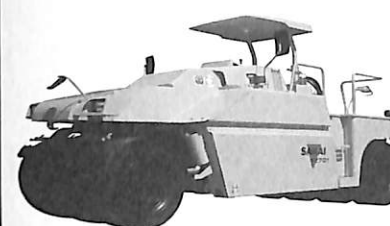
- 作業の安定性を約束する低重心設計
- 新形状フル・プロテクションガード採用
- 油圧式操作レバーでのスムーズな運転の実現



WWW.SAKAINET.CO.JP

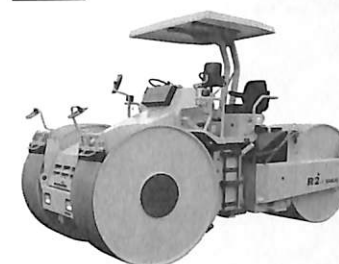
タイヤローラ

TZ701



マカダムローラ

R2-1



タンDEM振動ローラ

SW652



コンバインド振動ローラ

TW502



ハンドガイドローラ

HV60ST



プレートコンパクタ

PC60SL



ランマ

RS55



SK 酒井重工業株式会社



本社 03-3434-3401
札幌 011-846-8455
仙台 022-231-0731

関東 048-596-3336
名古屋 052-563-0651
北陸 076-240-7041

大阪 072-654-3366
中四国 082-227-1166
福岡 092-503-2971

プロダクトサポート 0480-52-1111
研修センター 0480-52-6964

お問い合わせ、資料請求はdmsales@sakainet.co.jpまで



かいほう
No.63